

第2回 全国防災対策会議

当日配布資料

■資料-1		
5. パネルディスカッション		
聴覚障害者災害救援中央本部（追加）	1
■資料-2		
6. 分科会② 地域災害支援 報告：		
東京都聴覚障害者連盟	3
■資料-3		
「防災についての全国調査」	8
■資料-4		
「3.11 要望行動 記録」	38
■資料-5		
参加者名簿	48
■資料-6		
DVD「津波に備える・津波からにげる」（気象庁）	別途配布

聴覚障害者災害救援中央本部

<参考資料>埼玉県ホームページより

1. 防災行政無線などについて

大規模災害の時、避難情報や被害状況を聴覚障害者にどう伝え、身を守ってもらうのか、自治体や消防では様々な取り組みを進めています。

防災行政無線に連動する「文字表示装置」を聴覚障害者に貸し出す制度を導入、すでに世帯に装置を貸し出している地域もあります。緊急通報システム「Web119」を導入している。このシステムは携帯電話やスマートフォンなどからインターネットを使用して聴覚障害者が緊急時に消防に通報しています。しかし、地域の避難訓練に参加した聴覚障害者からは「何が起きているのか分からないので、文字で書いてほしい、手話で伝えてほしい。」といろいろな意見がありました。チャット形式、チャットカメラ、手書きなどで通報を受けた消防はすぐに必要な対応ができるようなシステム開発などを研究して行きます。

【埼玉県】

埼玉県防災情報メールについて

登録された方の携帯電話等に、防災に関する情報をメールでお知らせします。

■「埼玉県防災情報メール」で配信される情報

以下の情報を配信します。登録の際、希望する情報を選択できます。

・気象警報注意報

埼玉県に発表される気象警報・注意報(特別警報・警報・注意報:1つ以上が発表された場合)

特別警報:大雨・暴風・大雪・暴風雪

警報:大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪

注意報:大雨・洪水・強風・大雪・風雪

・地震情報

埼玉県内で震度3以上の地震発生時

・竜巻注意情報

埼玉県内で竜巻注意情報が発表された時

・土砂災害警戒情報情報

埼玉県内で土砂災害警戒情報が発表された時

・高温注意情報

埼玉県に高温注意情報が発表された時

・避難情報

ご登録エリアの避難勧告等の情報

・避難所開設情報

ご登録エリアの避難所開設情報

※この情報の配信をご希望される場合には、あわせて「避難情報」の登録も同様に行ってください。

・危機管理情報

ご登録エリアでの武力攻撃及びテロに関する情報

・埼玉県からのお知らせ

埼玉県からのメールサービスやシステム等に関するお知らせ。

※全ての登録者に配信されます。

■メール配信イメージ

地震情報

to:○○○○
sub:埼玉県防災情報メール

埼玉県防災情報メール
震度速報
○年○月○日○時○分頃
埼玉県南部で震度3の地震
を観測しました。
【震度3】
埼玉県南部

詳しい情報は、こちらから
確認してください。
<http://saltamapref.bosaiinfo.jp/mobile/.....>

気象警報注意報

to:○○○○
sub:埼玉県防災情報メール

埼玉県防災情報メール
警報注意報
○年○月○日
○時○分頃
警報注意報が発表されまし
た
〈埼玉県 南中部〉
大雨警報

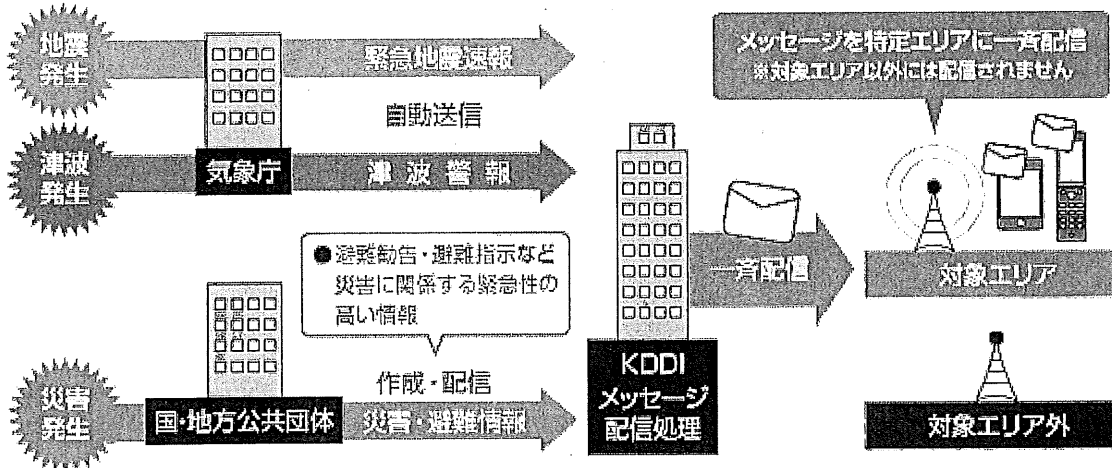
詳しい情報は、こちらから
確認してください。
<http://saltamapref.bosaiinfo.jp/mobile/.....>

2. 【緊急速報「エリアメール」(NTTdocomo)・緊急速報メール(SoftBank,KDDI)】

緊急速報「エリアメール」・緊急速報メールは、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を特定エリアの携帯電話を対象に一斉配信するサービスです。

受信すると専用着信音が鳴り、内容がポップアップで表示されます。各市町村などのエリアでは、NTTdocomo、SoftBank、KDDIと契約している携帯電話に配信されます。

【イメージ】



災害時における手話ボランティア支援に関する協定書の一部を改正する協定

東京都を甲とし、社団法人東京都聴覚障害者連盟（現公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構）を乙とし、甲乙間において、平成22年9月17日付けで締結した「災害時における手話ボランティア支援に関する協定書」（以下「協定書」という。）について、協定書第6条に基づき、甲乙協議を行い、協定書の一部を改正する協定を締結する。

第1条 協定書第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲と乙が相互に連携し、聴覚障害者の情報保障として効率的・効果的な手話ボランティア活動支援が行えるようにし、もって聴覚に障害のある被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

第2条 協定書第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この協定において、手話ボランティアとは東京都地域防災計画に定める一般ボランティアのうち、手話によるボランティア活動を主たる目的として活動する個人ボランティアをいう。

第3条 協定書第3条を削除する。

第4条 協定書第4条を次のように改める。

（支援内容）

第3条 乙は、甲との連携の下、災害時における手話ボランティアの確保及びコーディネートなど、手話ボランティア活動支援について協力を行うものとする。

2 甲と乙は、連携して都民及び関係機関等からの手話ボランティア活動支援に関する問い合わせ及び相談に応じることとする。

第5条 協定書第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この協定は、平成26年2月12日から施行する。

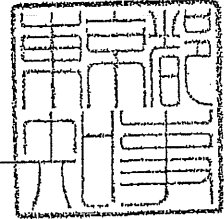
甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。



平成26年2月12日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都知事 舛添 要



乙 東京都渋谷区東一丁目23番3号

公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構

理事長 宮本 一郎



災害時における手話ボランティア支援に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京都聴覚障害者連盟（以下「乙」という。）とは、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して円滑な手話ボランティア活動支援を行うため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲と乙が相互に連携し、聴覚障害者の情報保障として効率的・効果的な手話ボランティア活動支援が行えるようにし、もって聴覚に障害のある被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、手話ボランティアとは東京都地域防災計画に定める一般ボランティアのうち、手話によるボランティア活動を主たる目的として活動する個人ボランティアをいう。

（支援内容）

第3条 乙は、甲との連携の下、災害時における手話ボランティアの確保及びコーディネートなど、手話ボランティア活動支援について協力を行うものとする。
2 甲と乙は、連携して都民及び関係機関等からの手話ボランティア活動に関する問い合わせ及び相談に応じるものとする。

（連携）

第4条 甲と乙は、平常時から、災害時に迅速かつ円滑な連携・協力体制がとれるよう努めるものとする。

（協議）

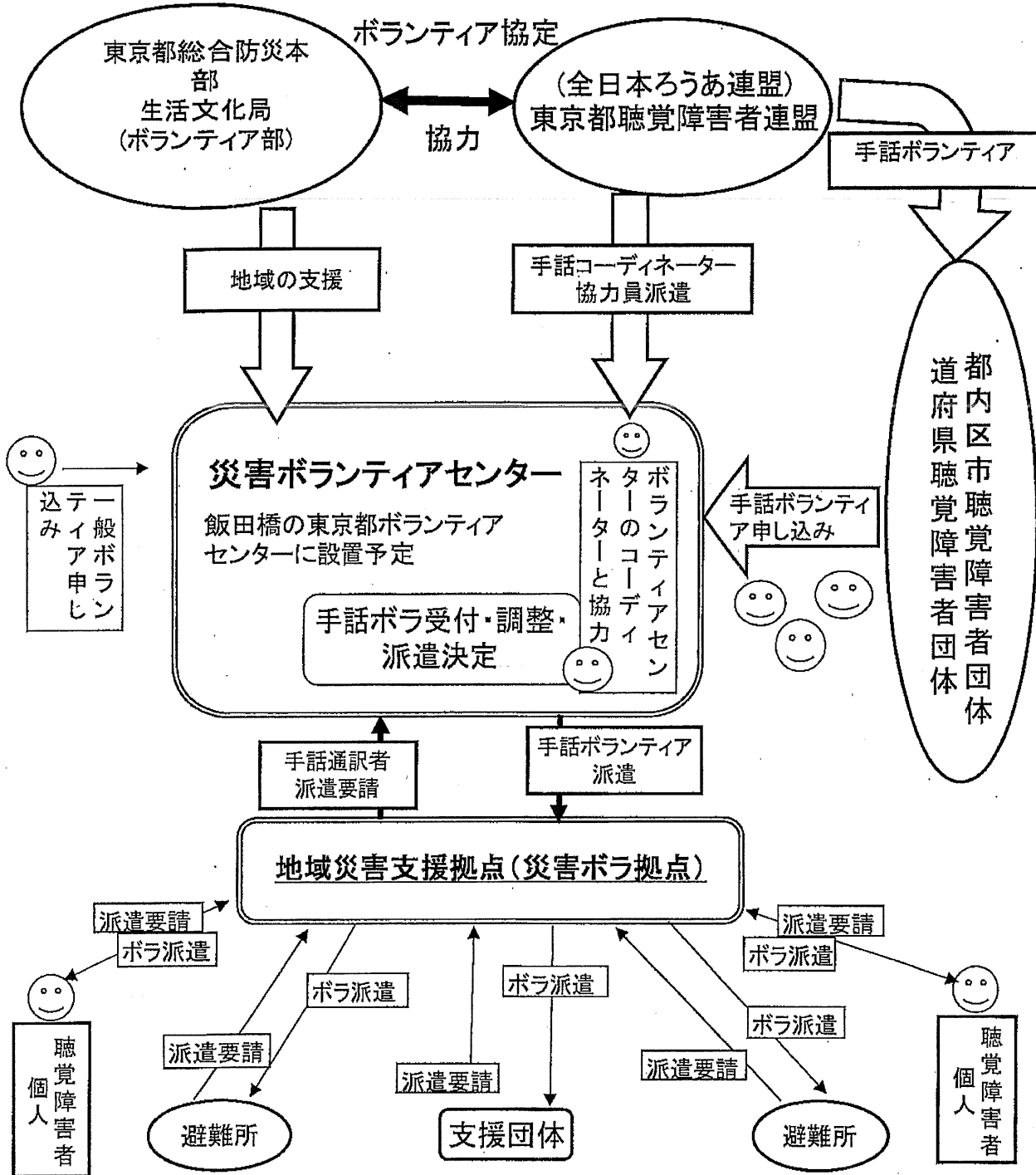
第5条 この協定に定める事項に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

（雑則）

第6条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

東京都・東聴連・地域の災害時協力体制(手話ボランティア)全体フロー図(新)



<東京都・東聴連・地域(区市)の役割分担>

[東聴連] ※東京手話通訳派遣センターも協力

- ・災害発生時、都内及び他道府県の聴覚障害者団体に手話ボラの呼びかけを行なう。
- ・都内及び各道府県から申し込みのあった手話ボラの受付等、ボランティアセンターのコーディネーターと協力し、手話ボランティア活動を支援

[東京都]

- ・地域のボランティアセンター支援
- ・総合調整

[地域]

・自治体が立ち上げた災害支援拠点(災害ボラ拠点)、各避難所を窓口として、手話通訳・手話ボラ派遣、聴障者用避難グッズの貸し出しなどの支援を行う。 ※対応できるように地域自治体に要請しておくことが重要

防災についての全国調査:調査票及び回答まとめ

防災についての全国調査

2014/8/5

先の東日本大震災にあたり、被災3県の訪問調査を実施しました。そこから防災に対する備えをすることが重要であることがわかりました。この調査は、事前の防災に対する備えがどうなっているのかを把握するためのものです。

貴地域本部の把握している防災の備え(2014年8月1日現在)についてご記入ください。

①県レベルでの状況をご記入ください。市町村の状況も尋ねているところもありますので、把握している場合はご記入ください。

②青色は該当するところに○をつけてください。黄色は記述してください。

質問 1 県名をご記入ください

1-1 県名

質問 2 回答者は誰かを記入ください。

2-1 所属

2-2 氏名

2-3 連絡先

【貴地域本部についてお聞きます】

質問 3 どのようにしてこの調査に回答しましたか。

3-1 代表者が役員の意見を聞いて回答

3-2 構成団体と協議して回答

3-3 事務局として回答

3-4 その他

質問 4 救援地域本部は、現在、どのようになっていますか。

4-1 組織されている

構成団体名

いつ結成しましたか

4-2 休会中である

4-3 解散した

4-4 新組織を立ち上げた

名称及び構成団体名

4-5 その他

質問 5 質問4で4-1及び4-4に○をつけた場合にお答えください。

具体的にどのような活動を行っていますか。(複数回答可)

5-1 会議を開催している

5-2 避難訓練を実施している

5-3 学習会を開催している

5-4 広報活動を行っている

5-5 安否確認について訓練や方法の確認をしている

5-6 その他

質問 6 5-1の会議について、お答えください。

6-1 定期的開催

6-2 不定期開催

6-3 内容は

6-4 その他

質問 7 5-2の避難訓練について、お答えください。

7-1 県として避難訓練を実施

7-2 県としては実施していない

7-3 聴覚障害者に特化した避難訓練を実施

市町村で特化して実施(市町村名)

7-4 その他

質問 8 学習会について、お答えください。

8-1 実施している

8-2 計画中

8-3 実施していない

8-4 その他

質問 9 広報活動について、お答えください。

9-1 機関紙等で防災について知らせている

9-2 検討中

9-3 実施していない

9-4 その他

【安否確認についてお聞きます】

質問 10 安否確認の方法についてはどのような状況にありますか。

質問 11 災害対策基本法が改正され、名簿の開示について変更がありました。そのことは知っていますか？

11-1 知っている

11-2 知らなかった

11-3 その他

質問 12 行政ろう団体が災害時に於いて情報開示などについての協定を結んでいることを知っていますか？

12-1 知っている

12-2 知らなかった

12-3 その他

質問 13 個人情報である名簿等について県から地域本部にもらえるように協定を結んでいますか。

- 13-1 協定を結んでいる
- 13-2 現在、協定を結ぶよう県と交渉中
- 13-3 現在、地域本部で検討中
- 13-4 特に何もしていない
- 13-5 その他

質問 14 市町村の要援護者名簿等を地域本部に情報提供してもらえるような取り組みをしていますか。

- 14-1 している
- 14-2 交渉中
- 14-3 していない
- 14-4 その他

質問 15 安否確認について、今後、どのような方法で行うか地域本部として確認していますか。

- 15-1 確認している その方法は
- 15-2 現在、検討中
- 15-3 確認していない
- 15-4 その他

質問 16 安否確認で短時間で確認する方法や気をつけたい点などをお書きください。

[Redacted area for question 16]

【会員等への連絡方法についてお聞きします】

質問 17 急な気象情報(台風、竜巻、大雨、土砂、避難勧告など)を、会員にどのように知らせていますか。

- 17-1 携帯電話等を使って、一斉に通信して知らせている
- 17-2 市町村の協会の代表に通信して知らせている
- 17-3 特に知らせていない
- 17-4 その他

質問 18 一般的な防災に関する情報を、会員にどのように知らせていますか。

- 18-1 団体の機関紙(新聞、会報)で知らせている
- 18-2 団体のホームページに掲載して知らせている
- 18-3 学習会を開催して知らせている
- 18-4 会議があったときに知らせている
- 18-5 特に知らせていない
- 18-6 その他

質問 19 会員に一斉通信できるようなシステムがありますか。

- 19-1 自分の携帯電話からアドレスを登録してもらうようにしている
- 19-2 システムを将来的には導入したいと考えている
- 19-3 システムについては検討していない
- 19-4 その他

【他団体(構成団体以外)との連携についてお聞きします】

質問 20 他の団体との連携はありますか。

- 20-1 ある 連携している団体名
- 20-2 ない

質問 21 質問20で20-1あるに答えた場合、どのような内容で連携を図っていますか

[Redacted area for question 21]

質問20で20-2ないに答えた場合、今後、どのように考えていますか

[Redacted area for question 21]

【避難所についてお聞きします】

質問 22 避難所について県と地域本部が改善に向けて協議していますか

- 22-1 改善した その内容は
- 22-2 現在、計画中
- 22-3 改善する予定はない
- 22-4 改善するの必要を感じない
- 22-5 その他

質問 23 避難所について注意すべきことなどをお書きください。

[Redacted area for question 23]

質問 24 福祉避難所について、お気づきの点などをお書きください。

[Redacted area for question 24]

【手話通訳者等の派遣の受け入れ体制についてお聞きします】

質問 25 災害時における手話通訳者や医療関係者の派遣の受け入れ体制について県と地域本部とで協議していますか。

- 25-1 協議した その内容は
- 25-2 現在、検討中
- 25-3 する予定はない
- 25-4 その他

質問 26 災害時における手話通訳者や医療関係者の派遣についてお気づきのことなどをお書きください。

[Redacted area for question 26]

【県との協議についてお聞きします】

質問 27 県と地域本部とで避難訓練について協議しましたか。 その内容は
27-1 協議した
27-2 現在、計画中
27-3 する予定はない
27-4 その他

質問 28 県と地域本部とで防災全般について協議しましたか。 その内容は
28-1 協議した
28-2 現在、計画中
28-3 する予定はない
28-4 その他

質問 29 県の防災計画に聴覚障害者の配慮事項などの記載についての取り組みは
29-1 防災計画に記載されている
29-2 県に要望している
29-3 協議していない
29-4 その他

質問 30 市町村に対して、防災計画に聴覚障害者の配慮事項などを記載するよう働きかけていますか
30-1 働きかけている
30-2 検討中
30-3 していない
30-4 その他

【その他】

質問 31 防災に関する資金についてはどのようにされていますか。

質問 32 県や国に対して要望事項がありましたらお書きください。

質問 33 中央本部の事業である講師派遣を使って防災学習会を開催しましたか。 評価は
33-1 開催した
33-2 現在、計画中
33-3 する予定はない
33-4 その他

質問 34 防災関連の書籍(「手話で防災」「守ろう! LIFE」,「全国防災対策会議報告書」)の活用をしていますか。 その内容は
35-1 活用している
35-2 販売している
35-3 購入予定である
35-4 その他

質問 35 救援中央本部に対して要望事項等がありましたらお書きください。

質問 36 行政機関の防災委員会等に当事者として参加したことはありますか? その名称は
37-1 ある
37-2 参加する予定がある
37-3 ない
37-4 その他

その他、成功例、改善点、問題点などを含めて自由にお書きください。

調査にご協力頂きまして、ありがとうございました。
この調査は、8月29日までに中央本部までご提出してください。

聴覚障害者災害救援中央本部

<回答まとめ>

【回答者及び地域本部について】

質問1.県名 ⇒ 省略

質問2.回答者は誰かを記入ください ⇒ 省略

質問3.どのようにしてこの調査に回答しましたか。

1	代表者が役員の意見を聞いて回答	5
2	構成団体と協議して回答	5
3	事務局として回答	27
4	その他 旧宮城本部事務局に意見を聞いて、県ろう協が回答。(宮城) 担当者として回答(埼玉) 兵聴協災害対策委員会(兵庫)	3
※	未回答	7

※1. 回答いただいた地域は40ですが、%は母数を47にして計算しました。

※2. 質問によっては無回答の部分もありました。(主に自由記載部分)
回答のあった部分のみ抽出、記載しています。

※3. 京都は、県としてではなく、県内3地域の個別の回答をいただきました。
御意見は参考として記載していますが、%を出す際は除外しました。

【回答者及び地域本部について】
質問4. 救援地域本部は、現在、どのようになっていますか

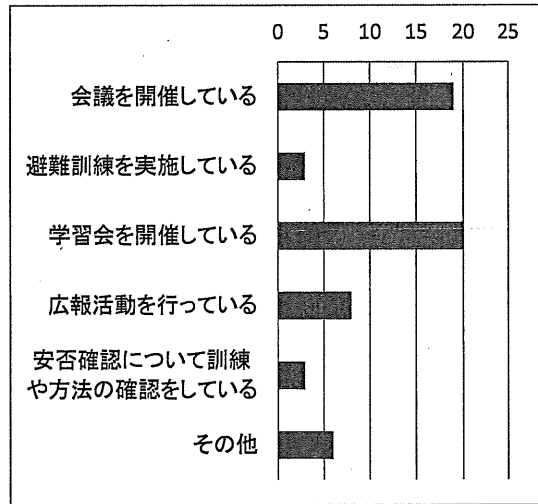
	4-1 組 織 さ れ て い る	構成団体名	いつ 結 成 し た か	4-2 休 会 中 で あ る	4-3 解 散 し た	4-4 新 し く 組 織 を 立 ち 上 げ た	4-5 そ の 他
選択数	21			7	1	5	12
% (* / 47)	44.7%			14.9%	2.1%	10.6%	25.5%
北海道		聴覚障害者災害救援北海道本部	2011.04.11	○			
岩手	○	聴覚障害者災害支援岩手県本部	2013.08.03				
宮城							
秋田	○	県聴覚障害者協会、全通研秋田支部、県手連	2011.03.25				
山形	○	聴覚障害者(東日本大震災)救援山形県本部	2011.3.30	○			
福島	○						
茨城							
栃木							
群馬	○	聴覚障害者災害救援地域群馬本部	2013.01.15				
埼玉	○	埼玉地域本部					○ 災害対策本部のまま活動。
千葉	○	千葉県聴覚障害者震災対策本部	2011.03.30				○ 埼聴協、埼通研、県サ連、福祉会の4団体で防災プロジェクトチームを立ち上げた。
神奈川							○ 県聴障協会、県通研、県手サークル連、県中失・難聴者協会、千葉市中失・難聴者協会、全要研県支部、県要筆サークル連
山梨	○	聴覚障害者災害救援山梨本部	2011.03.12				○ 組織移行準備中
新潟	○	新潟県聴覚障害者災害救援本部(7団体) 県中失失聴・難聴者協会、言ろう者友の会、全通研新潟支部、県手サ連、県要サ連、情報センター	2011.03				
長野							○ 準備作業中
富山							
石川							
福井							
岐阜	○	県聴覚障害者協会、全通研・県サ協・県難聴協・県要サ協・県要研・言ろう友の会	2013.01				
静岡							

【回答者及び地域本部について】

質問5. 質問4で4-1及び4-4に○をつけた場合にお答えください。

※4-1及び4-2に○がない場合でも、回答のあったものは掲載しています

	質問 4		質問 5					
	4-1 る組織 されてい	4-4 上新組 織を立 ち	5-1 て会 議を 開催し	5-2 施避 難し てい る	5-3 し学 習会 を開 催	5-4 行広 報活 動を	5-5 確安 認訓 練を して いる	5-6 そ の 他
選択数	21	5	19	3	20	8	3	6
%(*/47)	44.7%	10.6%	40.4%	6.4%	42.6%	17.0%	6.4%	12.8%
北海道					○			
岩手	○		○		○			
秋田	○				○			
山形	○							
福島	○				○			○
群馬	○		○		○	○		
埼玉	○		○		○	○	○	
千葉	○		○	○	○	○		
山梨	○		○		○			
新潟	○		○					
富山		○	○	○		○		
石川		○			○			
岐阜	○		○					
静岡		○	○		○	○		○
愛知								○
三重	○		○		○	○		○
大阪		○	○					
奈良	○		○					
和歌山	○		○		○			
岡山	○		○		○			
徳島	○							○
香川	○		○	○	○	○	○	
愛媛	○		○		○			
高知	○				○			
福岡		○	○		○	○		
長崎	○		○		○		○	○
熊本	○				○			
鹿児島	○		○		○			



<「学習会を開催している」の意見>

熊本	自然災害学習を2回開催
----	-------------

<「その他」の意見>

愛知	災害対策PTで会議や広報活動をしている
三重	災害支援サポーター・リーダー養成講座 (三重本部単独、行政との連携の両方)
徳島	現在活動ができていない
長崎	【諫早地域】地域独自による避難所体験

【回答者及び地域本部について】

質問6. 5-1の会議について、お答えください。

	質問 4		質問5	質問 6			6-4 その他
	4-1 る組織 されて い	4-4 上新組 織を立 ち	5-1 て会議 を開催 し	6-1 定期的 に開催	6-2 不定期 に開催	6-3 内容は	
選択数	21	5	18	6	19		
%(* /47)	44.7%	10.6%	38.3%	12.8%	40.4%		
北海道					○		
岩手	○		○		○		
秋田	○				○	必要に応じて開催	
山形	○						
福島	○				○		
茨城					○		
群馬	○		○		○		
埼玉	○		○	○			
千葉	○			○			
山梨	○		○		○	学習会の開催、安否体制等の確認	
新潟	○		○		○	必要に応じて開催する	
富山		○	○		○		
石川		○			○		
岐阜	○		○		○		
静岡		○	○		○		
三重	○		○	○			
大阪		○	○	○			
奈良	○		○		○		
和歌山	○		○		○		
岡山	○		○		○	構成団体の取り組み状況及び防災情報交換及び学習会の開催	
徳島	○						
香川	○		○	○		防災マニュアル・支援マニュアル作成・防災訓練の企画	
愛媛	○		○		○		
高知	○						
福岡		○	○	○			
長崎	○		○		○	学習会開催について	
熊本	○				○		
鹿児島	○		○		○		

【回答者及び地域本部について】

質問7.5-2の避難訓練について、お答えください。

	質問 4			質問 5			質問 7	
	4-1 る組 織さ れて い	4-4 上新 組織 を立 ち	5-2 施 避 難 訓 練 を 実 施 す る	7-1 訓 練 と し て 実 施 す る	7-2 施 避 難 訓 練 を し て い な い	7-3 特 殊 障 害 者 に 対 し た 施 避 難 訓 練 を し て い な い	町 市 村 特 化 実 施 名 （ 市 化	7-4 そ 他
選択数	20	5	2	6	15	4		5
%(* /47)	42.6%	10.6%	4.3%	12.8%	31.9%	8.5%		10.6%
北海道					○			
岩手	○			○				
秋田	○			○				
山形	○							
福島	○				○	○	郡山市	
茨城				○				
群馬	○				○			
埼玉	○				○			
千葉								○ 九都県市合同防災訓練
山梨	○				○			
新潟	○							
富山		○	○	○				
石川		○				○	金沢市、羽咋市、奥能登、小松市	
岐阜	○				○			
静岡		○			○			
三重	○				○			
京都(京都市)								● 東山支部・山科支部・中京支部・右京支部が避難
京都(両丹)								●
京都(乙訓)						●	長岡京市	
大阪		○			○			
兵庫				○				
奈良	○							
和歌山	○				○			
岡山	○				○			
広島					○			○ 市町で手話通訳を付けて実施力が増えている
山口								
徳島	○							○ 聴覚・ろう重複障がい者生支援センターでの避難訓練を独自に行っている
香川	○		○	○				
愛媛	○							
高知	○							○ 検討中
福岡		○			○	○	福岡市	○
長崎	○				○	○	諫早市(後援)、『聴覚障害者の防災ネットワーク委員会』主催・(諫早市・国交省河川国道事務所・自治会連合会・民生児童委員協議会連合会・防災士会・社協後援) ※『聴覚障害者の防災ネットワーク委員会』は諫早地域独自の組織。	
熊本	○							○ 地域によっては、一般の災害訓練に聴覚障害者の参加有り
鹿児島	○				○			

【回答者及び地域本部について】

質問8. 学習会について

質問9. 広報活動について

	質問8					質問9				
	8-1 実施している	8-2 計画中	8-3 い実施していな	8-4 その他		9-1 ら災機 せにつ いて等 てで知防	9-2 検討中	9-3 い実 施して いな	9-4 その他	
選択数	15	6	8	5		12	6	15	3	
%(*/47)	31.9%	12.8%	17.0%	10.6%		25.5%	12.8%	31.9%	6.4%	
北海道			○			○				
岩手	○							○		
宮城			○					○		
秋田	○							○		
山形			○					○		
茨城		○					○			
群馬		○					○			
埼玉	○					○				
千葉	○					○				
山梨	○						○			
新潟			○			○				
長野			○					○		
富山		○				○				
石川		○						○		
福井				○	25年3月に学習会を開催			○		
岐阜				○	他行事に組み込んでいる		○			
静岡	○					○			○	静聴協カレンダーの販売 (防災手話等掲載)
三重		○				○				
京都(両丹)	●			●						
京都(乙訓)	●							●		
大阪		○					○			
兵庫	○					○				
奈良			○				○			
和歌山				○	一度、中央本部から講師を招き 「地域防災学習会」を開催した。			○		
鳥取	○							○		
島根				○	各市聴覚障害者協会で開催			○		
岡山	○								○	構成団体及び支部単位で 広報活動
広島				○	県内の町市地域ろうあ協会で実 施			○		
徳島			○					○		
香川	○					○				
愛媛	○							○		
高知	○	※登録手話通訳者現任研修時 等、他団体と合同で。					○			
福岡						○				
長崎	○				【諫早地域】HUGを実施 (2014.8.3)					
熊本	○	自然災害学習会を2回開催							○	特別な情報は、E-Mailで 提供している
鹿児島	○									

【安否確認について】

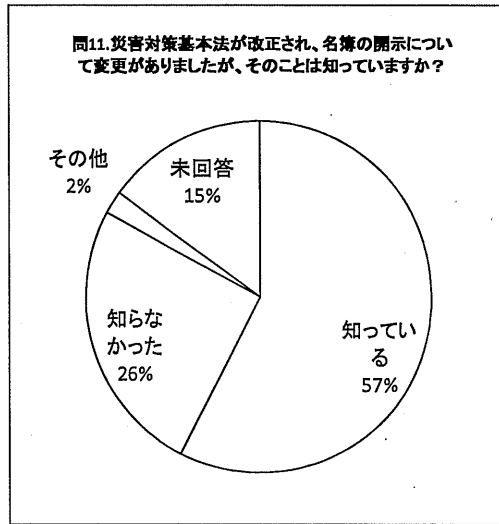
質問10.安否確認の方法についてはどのような状況にありますか。

宮城	確認が必要だと認識しており議題にあがったこともあるが、現時点では、各団体の取り組みにとどまっている。
秋田	現在のところ、当会の会員、全通研支部の会員、県手連の会員の範囲のみの確認で精一杯
山形	6団体があるが、各団体での対応までにとどまっている。協会の安否確認については、まず通信網が大丈夫ならばFAXやメール等で大丈夫なことを個々(支部)に報告することになっている。通信網が遮断された場合は、携帯メールだけになってしまうので、役員規模の携帯メール連絡網を整備中。
福島	安否確認後、県外避難者に対して、情報提供や個人の状況把握に努めたい。
茨城	東日本大震災の際には、会員に対してはその地域に住んでいる理事などからの情報提供、携帯などの電子メールやファックスで安否確認を行った。非会員には会員などに情報を提供してもらう。東日本大震災の際には、同時に安否確認も行って頂くように協力してもらった。災害対策本部の組織に情報提供施設も含まれているため、非会員で手話通訳の利用があるろう者に関しては、情報提供施設の方で安否確認を行った。
群馬	群馬県内で地震5以上発生した場合は、加盟団体長のメーリングリストへ安否確認及び被害報告するよう、周知する。加盟団体(市町村協会)より、会員へ安否確認実施する。
千葉	平成23年に災害が起きたあと、避難所に聴覚障害の有無や、聴覚障害者とのコミュニケーション対応としてホワイトボードの設置や千葉聴覚障害者センターへの連絡先を提示することにした。(但しすべての避難所ではなく、了解いただいた避難所のみ)
神奈川	各市町村の行政による防災対策の方針によって、方法がまちまちであるため、各市区の聴覚障害者協会も対応が変わっていると思います。
山梨	市町村の聴覚障害者協会の代表に連絡して安否の確認をお願いしている。
新潟	会員、非会員について個々の連絡を取るのにはきびしい状況にあるため、地域ろうあ協会ごとに安否確認を実施する。また、ネット環境を持っている方については協会ホームページ、フェイスブックを通じてのやりとりが可能である。ただし、そういった広報活動が足りない状況であると思われる。今後はもっと活用できる見込みである。
富山	協会会員へはファックスで確認することとしている。ファックスのない会員へはメールで。非会員へはファックス番号が分かれば、順次連絡する。
石川	現在では協会会員名簿のみ。
福井	組織として確認方法の確立はまだされていない。(組織がまだ設立されていないため。)もし、今の状況で何か起きた場合は地区協会レベルでの安否確認(会員対応)にとどまり、協会本部は情報収集をする体制になると思われる。
静岡	県下35市町のうち、聴覚障害者と手話通訳者のいない3町を除いた32市町ごとの聴覚障害者災害対策委員会で対策を検討中。
愛知	まだ検討していない
三重	本部から地域会長を通して、安否確認を行っている
京都(京都市)	右京支部災害対策部が安否確認はメールで行う
京都(両丹)	メール・FAX・家庭訪問など。
京都(乙訓)	右京支部災害対策部が安否確認はメールで行う
大阪	FAX、E-mail、徒歩訪問
兵庫	会員に対しては地域聴覚障害者団体と連携して確認することはできている。ただ、非会員に対しては把握していないので市町の取り組みが求められる。
奈良	現在、安否を確認する具体的な方法は定めていない。
和歌山	具体的な方法について、協議していない。
鳥取	計画なし
岡山	基本的には構成団体の活動。ろう協会は各支部単位での安否確認になる。そこから県レベル及び対策本部へあげることになる
広島	広島県ろうあ連盟加盟地域協会と連絡で会員安否確認。市町に設置された手話通訳が現地に行き安否確認。
徳島	先の台風11号の被害については、メールで確認をおこなった。個人的に被害が分かっているからの安否確認だったから、構成団体での共有はできていない。確認体制を話し合っていない。
香川	会員へのFAX・メールなど直接確認、市町など行政を通じての安否確認などを行っている。地域役員が会員の自宅等に出向き確認。会員から自主的に安否の報告をFAXなどで事務局に連絡する。
高知	一斉メールなどのシステムはないので、個人の携帯などで協会→手連・通研・協会役員・協会職員・情報センター職員→地域のサークルや会員という流れで安否確認をしている。市や県の災害対策課に避難所などに聞こえない人がいたら連絡を、情報等は張り紙でと依頼している。
福岡	災害フォーラム開催(学習会)で、携帯メールによる安否確認の訓練を1回実行したことがある。
長崎	県聴覚障害者情報センターと県ろう協が連携し、県内(離島・郡部含む)各支部及び専任通訳者・手話サークル・行政を介してFAXで確認。【諫早地域】・「諫早市要援護者登録」に聴覚障害者が登録。緊急時に市からの情報配信がくる。・市内を13地区に分け、聴覚障害者とサークル員の連絡網を作成中。・防災マップ作りを通して、地域の民生委員・自治会の方と聴覚障害者をつなぐ活動を実施。(3地区)【佐世保地域】現状では、連絡先を把握している会員のみではあるが、FAX・携帯メール・NTTの安否確認メールを活用して状況に応じ対処したい
熊本	今の所、協会支部役員が行うようにしているが、これと言った確立は出来ていない。
鹿児島	支部協会の代表委を通して安否確認している
沖縄	本会が保管している会員名簿を利用して、安否確認の取り組みについて検討中。また、本会が運営している沖縄聴覚障害者情報センターの担当と連携をも検討中。

【安否確認について】

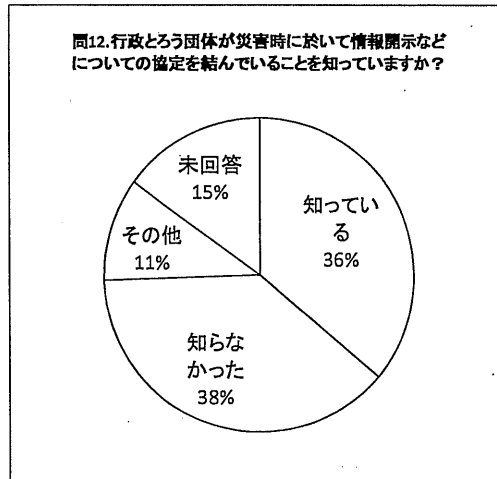
質問11.災害対策基本法が改正され、名簿の開示について変更がありました。そのことは知っていますか
 質問12.行政とろう団体が災害時に於いて情報開示などについての協定を結んでいることを知っていますか

	質問 11			質問 12		
	11-1	11-2	11-3	12-1	12-2	12-3
	知っている	知らなかった	その他	知っている	知らなかった	その他
選択数	27	12	1	17	18	5
%(*/47)	57.4%	25.5%	2.1%	36.2%	38.3%	10.6%
北海道	○				○	
岩手	○					○
宮城		○			○	
秋田	○				○	
山形		○			○	
福島	○			○		
茨城		○			○	
群馬	○			○		
埼玉	○			○		
千葉	○					○
神奈川	○					○
山梨	○			○		
新潟		○			○	
長野		○			○	
富山		○			○	
石川		○		○		
福井		○		○		
岐阜	○				○	
静岡	○			○		
愛知	○			○		
三重	○			○		
京都(両丹)		●			●	
京都(乙訓)		●			●	
大阪	○					○
兵庫	○					○
奈良	○			○		
和歌山	○				○	
鳥取	○				○	
島根		○		○		
岡山	○			○		
広島			○		○	
山口		○			○	
徳島	○				○	
香川	○			○		
愛媛	○			○		
高知	○			○		
福岡	○			○		
長崎	○				○	
熊本	○			○		
大分	○				○	
鹿児島		○			○	
沖縄		○			○	



【その他の内容】

- ・ どんなことが詳細を知りたい。

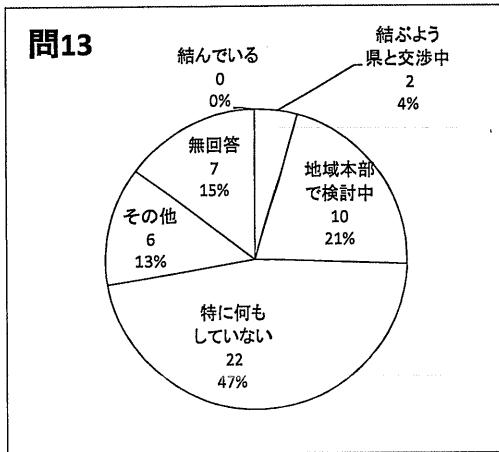


【その他の内容】

- ・ 知っているが、具体的に把握されていない。
- ・ 障害者団体では進んでいるかも知れないが、聴覚障害者団体としては未確認。
- ・ 結んでいる地域の情報があれば知りたい
- ・ 確認中

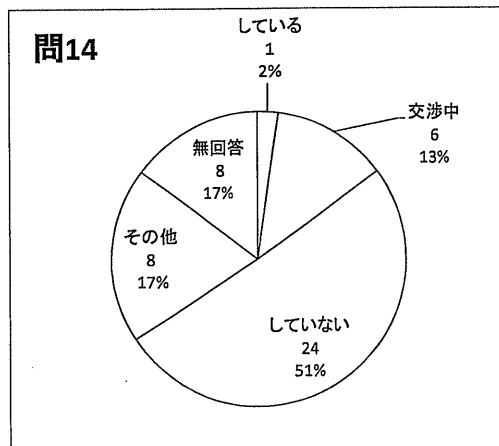
【安否確認について】

問13. 個人情報である名簿等について県から地域本部にもらえるように協定を結んでいますか。
 問14. 市町村の要援護者名簿等を地域本部に情報提供してもらえるような取り組みをしていますか。
 問15. 安否確認について、今後、どのような方法で行うか地域本部として確認していますか。



<その他の意見>

岩手	まだ実施していない
神奈川	地域本部は準備中であるので、移行の後に協議する予定。
静岡	市町ごとに対策を検討中
大阪	調査中
和歌山	(特に何もしていないが)今後、要検討
高知	話はしている
熊本	考えていない訳ではないが、県の障がい者施策計画会議で要望は出している



<交渉中、の意見>

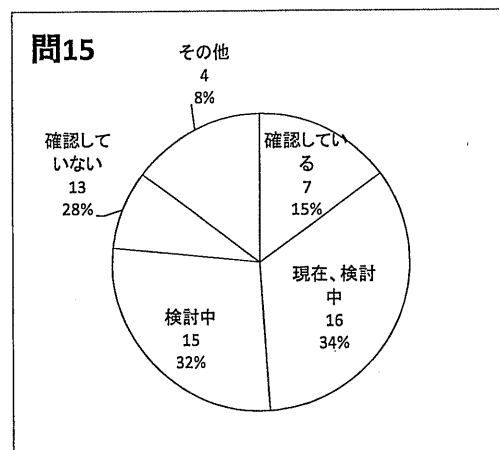
高知	高知市議員が今熱心に働きかけてくれている
----	----------------------

<していない、の意見>

熊本	地域の取り組みに一任
----	------------

<その他の意見>

千葉	行政と確認中
神奈川	質問13と同じ
岐阜	地域支部毎
静岡	市町ごとに対策を検討中
三重	三聴障協が指定管理者となっている、三重県聴覚障害者支援センターが取り組んでいる
大阪	今後の活動テーマになると思う
兵庫	取り組みがあれば参考にしたい
和歌山	(してしないが)今後、要検討
岡山	交渉するように指示を検討中



<確認している方法>

鹿児島	支部協会代表、理事らと連絡体制をとっている
-----	-----------------------

<その他の意見>

群馬	問10参照(群馬県内で地震5以上発生した場合は、加盟団体長のメーリングリストへ安否確認及び被害報告するよう、周知する。加盟団体(市町村協会)より、会員へ安否確認実施する。)
神奈川	未定
和歌山	(確認していないが)今後、要検討
岡山	質問10に回答(基本的には構成団体の活動。ろう協会は各支部単位での安否確認になる。そこから県レベル及び対策本部へあげることになる)

【安否確認について】

質問16.安否確認で短時間で確認する方法や気をつけたい点などをお書きください

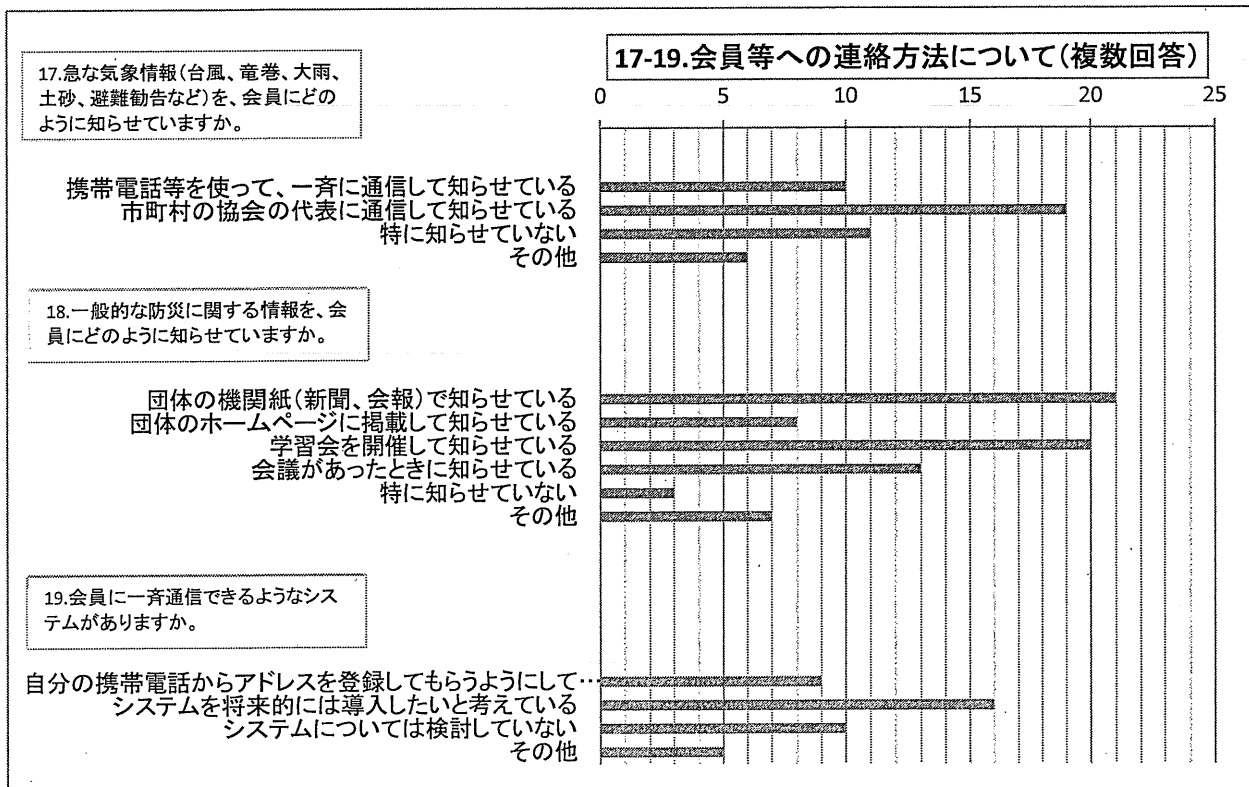
岩手	まだ実施していない
福島	前もって、誰に連絡するかなどの体制を整えておくと同時に、地域での人的ネットワークをフル活用して、本部と双方向に連絡をとれるたいせいを作っておく。
茨城	個人情報等が漏れないように、注意が必要。／ろう者という同じ立場でも自宅に安否確認に来られるのを嫌がる人もいるため、そういう場合はどのような方法で確認を取ったらよいか、災害への認識も高めてもらうために何らかの工夫が必要だと思う。
群馬	加盟団体へメーリングリストで安否確認を行います。まだ、回答されるよう統一になっていません。
千葉	市町村での災害時要援護者の登録にあたって、個別にあたるものとして、手上げ方式を避けるようにしてほしい。／普段からの地域協会と手話サークルなどの資源どうしの連携を密にしてい活動。／自治会でも、聴覚障害の特性についての啓蒙普及の配慮をしていただくよう要望(「遠くの知人より近くの他人」の面から)。／国の方針である消防の広域化における「メール119」システムを安否確認にも加えてほしい。／避難訓練時には自衛隊、警察、救急、電気、ガス、水道など公共事業者の巡回があるが、福祉パトロール関係の巡回がないため、寝たきりの高齢者や情報が伝わらず家中にいる障害者への対応も含めその巡回も加えてほしい。
山梨	今は、安否体制の統一を進めるよう準備中。
静岡	現在、市町の防災対策委員会で検討中。
三重	本部から、直接当事者にメールをするのが効果的と思うが、アドレスが変わっていることが考えられるので、年に数回テストメールすると良いのではないかと。
大阪	まずは大阪での実態を確認したい
奈良	短時間で確認する方法としては、携帯電話やメールなどを使用する方法が考えられるが、一部FAXのみの方もいる。事前に確認した居住地や連絡先などの個人情報の取り扱いに留意したい。
鳥取	安否確認については、県レベルで行うことは難しいので、地域協会に実質的に対応をしてもらうことになる。避難情報をいかに早く配信するか、FAXなどが使えない場合の安否確認をどうするかなど、課題はたくさんある。地域協会との十分な協議を重ねていく必要がある。
岡山	支部及び少人数グループに構成してメールで確認。
徳島	県内の各団体の会員からそれぞれの団体の役員に連絡を自分から入れることが出来る場合は、避難をする際に連絡をするように意識改革を徹底する。また、地域の自主防災組織に事前に徳島本部との連携を結んでおき、避難してきた場合は連絡を入れてもらうようにする。
愛媛	最近、台風による豪雨で被害状況を調査した結果、被害なしの報告を整理した。組織的にはまだ取り組み中ですが、愛媛県協会を窓口にして県下市町の被害、避難所の所在有無等を徹底的に調査を進めるように体制を整える形にある。年複数回の学習会を通して、市町との連携強化を今後も引き続き図っていかねばならない。
高知	災害時の名簿公開も大切だが、普段からのつながり(地域・行政あらゆる面で)が必要。県や市の職員は最低限度の意思疎通ができる位の手話力が絶対必要と思う。県民・市民も手話ができたらありがたいが、この人は聞こえないのではないかと気が付ける力を持っていたら安否確認が早くなると思う。地域の防災訓練等で障害者の話をするなど、普段から障害者に関する知識をみんなが持っていたら良いと思った。
福岡	会員の携帯メールアドレス登録による管理方法(個人情報保護法に絡む)と通信内容による理解問題
長崎	【諫早地域】地域の自治会、民生委員との連携。 見守りネットワーク(社協)に入れてもらう方法もあり。／聴覚障害者それぞれのコミュニケーション手段、連絡手段の確認。／災害に合わせた避難所の確認と避難訓練の実施。(避難ルートを記載した防災マップ作成配布) 【佐世保地域】現在は会員のみとなるが、まず通信機関を利用し、確認不可能の場合は事前に避難所の周知を図り、そのポイントを検索。最終的に居住近辺を確認。
熊本	1、まずは確認出来るように名簿を整理しておき、安否確認が出来るようにしておくこと。例として、形態やパソコンのE-Mairuアドレスを整理しておき、一括して安否連絡を可能にする。2、地域毎に担当(ろう者・手話関係者など)者を置き、リレー式で確認できる体制の確立 3、自治体・消防署・警察・地域の責任者などと確認方法を確立しておくこと。4、聴覚障害者や手話関係に、災害が発生したときの安否連絡先を周知指導しておき、本人から連絡を受ける体制(FAX・メール・その他)づくり。
沖縄	本会事務所が使えないときの代替方法の策定 行政(警察や消防等)との連絡手段

【会員等との連絡方法について】

質問17.急な気象情報(台風、竜巻、大雨、土砂、避難勧告など)を、会員にどのように知らせていますか。

質問18.一般的な防災に関する情報を、会員にどのように知らせていますか。

質問19.会員に一斉通信できるようなシステムがありますか。



その他の具体例

質問 17	山形	市町村へろう者へはFAX対応してほしいことをお願いしているのみにとどまっている
	兵庫	ひょうご防災ネットから発信されているので登録を勧めている
	鳥取	県が配信している災害情報を携帯に受信できるようアドレス登録を推奨している
	長崎	【佐世保地域】現在はFAXによる連絡を行っている。【大村地域】市に災害対策本部が設置されたら会員へFAXで一斉送信している。
質問 18	宮城	県事業「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター」が情報提供を行っている。
	秋田	秋田市は防災メールで
	山形	支部へ連絡
	神奈川	神通研集会や報告書
	山口	連絡網
	長崎	【大村地域】緊急災害ネットワーク委員会を立ち上げ、年に1~2階程度学習会を開催。
熊本	人づて	
質問 19	山形	役員規模だが整備中
	三重	LINEを使用
	長崎	【諫早地域】諫早市防災情報メール・FAX配信【佐世保地域】FAXによる一斉送信
	熊本	これからの課題

【他団体との連携について】

質問20.他の団体との連携はありますか。(ある=○:14ヶ所/29.8%、ない=×:23ヶ所/48.9%)

質問21. 質問20で20-1あるに答えた場合、どのような内容で連携を図っていますか

質問20で20-2ないに答えた場合、今後、どのように考えていますか

	○ ×	どこと	○⇒内容 ×⇒今後
宮城	○	宮城県聴覚障害関係団体連絡協議会の加盟団体	定期的な会議において、情報提供および情報の共有
秋田	○	秋田市消防本部、日赤秋田支部	防災学習会で講師を派遣。防災に関わる資料の提供
福島	○	県手連・県通研・	
埼玉	○	埼玉通研・県サ連・福祉会	防災プロジェクトチームとしての活動
千葉	○	千葉県行政	九都県市合同防災訓練の実行委員会に委員として関わるかたちをとっている。
富山	○	ネットワークアシスタかおか	スカイプによる映像通信の設定を担当されている。
石川	○	全通研石川支部、石川県手話通訳士会	
三重	○	みえ防災・減災センター	サポーター・リーダー養成講座の企画の段階から加わってもらっている
鳥取	○	要約筆記の会。難聴協会。人工内耳の会	防災学習会のお知らせ配布
愛媛	○	愛媛県手話通訳問題研究会、愛媛県手話サークル連絡協議会	3団体でメール配信する等で連携を図っている。
高知	○	地域本部に加盟の団体	登録手話通訳研修で合同研修
福岡	○	福岡県手話の会連合会、福岡県手話通訳問題研究会、福岡県手話通訳士会	災害対策委員会を設置。災害フォーラム開催や防災マニュアル作成などを行っている。
長崎	○	【諫早地域】諫早市(障害福祉課・総務課・福祉総務課・河川土木課)国交省長崎河川国道事務所・長崎県防災士会・市社協	【諫早地域】・防災行事の共催、後援、協力・防災関係の情報交換
熊本	○	手話サークルなど	責任者→地域担当者
鹿児島	○	全通研支部、士協会支部、手話サークル	
京都(乙訓)	●		長岡京市は長岡京市身体障害者団体連合会と連携あり。向日市・大山崎町はなし
北海道	×		
山形	×		
茨城	×		検討が必要と考える。
群馬	×		
神奈川	×		三団体が動いているので、地域本部としては、とくに考えていない。
山梨	×		山梨県、山梨県立聴覚障害者情報センターと連携をこれから考えている
新潟	×		
長野	×		
福井	×		
岐阜	×		
静岡	×		
大阪	×		
兵庫	×		県難聴・盲ろう者友の会と情報交換をしていきたい
奈良	×		必要に応じて検討
和歌山	×		行政との連携
島根	×		ないけれど必要だと思う
岡山	×		聴覚障害者の特性を考えると他の団体との連帯の必要性がわからない
広島	×		検討中
山口	×		県ネットワークを作りたい
徳島	×		認識している。聴覚障害者災害救援本部だけでなく、常に他団体との情報交換ができる体制を作りたい。
香川	×		必要に応じて必要な機関と協議する
大分	×		
京都(兩丹)	×		

【避難所について】

質問22.避難所について県と地域本部が改善に向けて協議していますか

	22-1 改善した	22-2 中現在、計画	22-3 定改は善 は善する ない予	22-4 い要改 を感善 する必 な必	22-5 その他
選択数	1	13	5	0	17
%(* /47)	2.1%	27.7%	10.6%	0%	36.2%
岩手	○				
宮城					○ 改善の必要を感じているが、取り組んでいない。
秋田			○		
山形					○ 今、検討に入ったところ
福島					○
茨城					○
群馬		○			
埼玉		○			
千葉		○			
神奈川		○			
山梨		○			
新潟					○ 地域本部で検討中
長野					○ 検討中
富山					○ 要望の中に入れて協議する予定
石川		○			
静岡			○		
愛知		○			
三重		○			
京都(両丹)					●
京都(乙訓)		●			
大阪					○ 要確認
兵庫					○
奈良					○ 協議していない
和歌山					○ 今後、要検討
鳥取					○ 協議していない
島根			○		
広島					○ 協議をしたい
山口		○			
徳島		○			福祉避難所の確認を行い、情報保障について意見を述べた。アイドラゴンやパトライト、筆談器などの設置
香川					○ 情報へのアクセスなどを要望している
愛媛		○			
高知					○ まだ取り組んでいない
福岡		○			
長崎		○			
熊本					○ 必要と思われることは攻防したが、その後の進展は今の所、確認していない。
大分			○		
鹿児島			○		
沖縄					○ 地域本部が無いため、他団体との協議ができておらず、どのように取り組むかも白紙状態である。

【避難所について】

質問23.避難所について注意すべきことなどをお書きください。

秋田	一般市民や障害者を混同する避難所のあり方を整理し、聴覚障害者の避難所を特定するようにした方がよい。
福島	受付で聴覚障害者かどうかの確認をして、各個人に合った対応をする必要がある。／手話通訳者の配置・FAXの設置・テレビは字幕や通訳者をつけ、被害の状況等がわかるようにして欲しい。
千葉	聴覚障害の特性に応じたメンタル面の配慮を要望している。／同じ手話というコミュニケーション手段を有するコミュニティの場の設定、FAXや文字表示版など目に見える情報保障の面。／避難所にまきれてきた聴覚障害者に対する手話通訳派遣事業所や相談事業所があることの情報提供の配慮など。
神奈川	避難者の中に聴覚障害者がいることを周知してもらおう。聴覚障害者を見てわかるようなものを着る。ベストやスカーフなど。その上に情報提供や情報収集などに配慮すること。コミュニケーションのための筆談器やメモ帳などを用意する、または、字幕付きテレビや補聴器と電池も避難所に用意できるようにする。
山梨	全日本連盟の指摘と同じ
新潟	情報提供が正確かつ迅速に行われるようTVなどの映像機器および情報支援者の動員は必要不可欠である。また、避難者に対する心のケアも配慮が必要。
富山	・手話通訳者の配置、手話通訳者であることが分かる表示付きの防災服支給・アイ・ドラゴンの設置・文字での情報保障
石川	聴覚障害者の情報保障を十分に配慮ができるように整備してほしい。
愛知	聴覚障害者対応できる情報システムを設ける
三重	情報支援と障害者に対する理解促進の必要性。避難所運営マニュアルに盛り込むだけでなく、避難所にコミュニケーションボードなどの設置に取り組む必要がある。
京都(京都市)	ホワイト掲示板が必要
京都(両丹)	情報保障
京都(乙訓)	ホワイト掲示板で情報が欲しい
大阪	ろうあ者の特性を理解してもらい、ホワイトボードなど活用を。
兵庫	様々な人が避難所で生活するので、聞こえないことやコミュニケーションについての配慮が必要なことを理解してもらい必要がある。特に緊急の場合は避難する人たちも心に余裕がないので状況に応じた対応は必要である。
奈良	ろう者・難聴者が見て分かるように視覚情報でつたえてほしい。／避難所で、火災等が起こる可能性もあるので、トイレに入っていたりすると外の状況が分からず逃げ遅れるおそれもある。光で知らせるなどの配慮がほしい。／建物の付近などには、避難所であること案内板を置いてほしい。／避難所で聴覚障害者を確認したら、通訳者などの支援者と呼んでほしい。自分から呼んでほしいと言えない人もいる。
和歌山	最も必要なことは避難所内でのコミュニケーション。専門の手話通訳者がいないときでも意志の疎通が図れるよう切望する
鳥取	避難所として機能するよう備品などの整備を常に確認をし、防災訓練の時に、利用をして、点検を行う。収容能力の確認
岡山	聴覚障害者に情報が伝わる必要でありまた避難当事者自身が質問できる対象者がわかるようにする。
徳島	福祉避難所では、聴覚障害者が避難することを想定した準備ができていない。
香川	音声情報だけでなく、視覚的な情報や文字情報などでの情報伝達の工夫。避難所における聴覚障害者の把握と迅速な情報提供
愛媛	聴覚障害者の情報保障のために、「手話ができます」/バンダナ、SOSカードを会員に配布した。避難所で配備等必要な事は、愛媛県障害者防災マニュアルを作成して、市町に配布して、理解を普及した上で、避難所生活に困らないように工夫を重ねていくために、引き続き検討していかなければいけない。
高知	一般の避難所でも聴覚障害者に対応した貼り紙やプラカード活用。聴覚障害者用の受付
福岡	聴覚障害による情報保障の確立
長崎	【諫早地域】・アイドラゴンの設置。→運動計画中・福祉避難所の設置。(聴覚障害者施設を中心に)→運動計画中・「となりぐみバンダナ」の普及。(当事者には避難所等で必ず付けてもらい、障害の有無をアピール。)・あんしんカードの携帯。(災害カード・医療カード) 【佐世保地域】市の防災訓練などで、聞こえない人もいることを伝え、視覚情報の提供をお願いしている。
熊本	①字幕つきテレビの常備②意思疎通支援者の常備③心のケア対策④聴覚障害者団体の役員が担当者が、災害地の状況の情報提供⑤聴覚障害者にも車椅子を要する重複障害者もいるので、車椅子トイレの常備とこれに必要なもの(災害が発生して避難所に人が集まった後では遅い。)⑥災害発生で安否確認に当事者宅に行くには、道路が使える場合と通れない場合がある。この時のことも考えておくべきだろう。⑦緊急時の医療品の常備(幼児対象・女性の生理用品・高齢者対象・その他障害者に必要なものを含む)
鹿児島	手話通訳設置、字幕掲示する。メンタルケアができる体制
沖縄	聴覚障害者に対する理解と配慮(情報保障等)

【避難所について】

質問24.福祉避難所について、お気づきの点などをお書きください。

秋田	周知が不足している。情報提供をきちんとするように。
福島	〈郡山市の例〉震災後、郡山市と市ろう協・手話サークル・通研の3団体で震災時の聴覚障害者の様子などを話し合い、今後、避難訓練に、参加したい旨を確認した。◇昨年に続き、8月30日(土)市総合防災訓練に参加(地域3団体で計30人)・体育館に「障害のある人のスペース」を作り、手話通訳者(腕章)や要約筆記者が待機。折りたたみベットや厚めマットの敷かれ、医師が血圧測定敷に回っていた。・受付で「避難者名簿(名前・住所のみ)」を記入して入った。「必要な配慮は？」との欄を作れば、「手話通訳必要」と記入できるので情報伝達もスムーズにできるかと思う。・「〇〇コーナー」と貼紙が多く、見て分かる工夫ははされていたと思うか、ろう者が1人できた時には、もっと状況の説明など視覚的な工夫が必要と思う。(今回は健聴者が多かったので、状況の説明はできた)・今回は、「福祉避難所」が開設されたが、障害種別に配慮したのではなく、避難所での生活で体調不良になった人が主な対象だった(医療的な面)
神奈川	この避難所には、全ての障害者や高齢者が入所できるとは限らないと思う。各地によって、場所や入所できる条件がまちまちであるので、聴覚障害者が入所できるとは思えない。提案として、聴覚障害者が入所できる避難所を明確に作るべきと思う。例として、ろう学校、聴覚障害者情報提供施設、協会が入居してある施設など。
山梨	全日本連盟の指摘と同じ
新潟	新潟県の場合も受け入れの経験はあるが、生活する方が十分に満足できる環境ではなかった。特に聴覚障害者の場合は他の障害者、施設職員とのコミュニケーションも取りづらいため孤立する心配がある。精神的にも安定できる環境を整えてほしいと考える。
富山	23に同じ(手話通訳者の配置、手話通訳者であることが分かる表示付きの防災服支給・アイ・ドラゴンの設置・文字での情報保障)
愛知	聴覚障害者対応できる情報システムを設ける
三重	福祉避難所は、従来の福祉施設を災害時に利用するものであり、従来から入所している利用者と被災者との兼ね合いが課題になるのではないかと。また、長期的な避難生活は、その福祉施設にとっても負担になると思われる。福祉避難所は短期的な利用と位置づけ、仮設住宅生活という長期的な生活が想定される場で、障害者や高齢者を支援していく場を作ることが必要となるのではないかと。
京都(乙訓)	手話通訳の出来る人がいてほしい
兵庫	福祉避難所には色々な障害者がいるので聴覚障害者が集まるスペースの確保、アイドラゴンの設置
奈良	福祉避難所の存在を知らない人もいるので、情報発信をしてほしい。※福祉避難所に指定されている建物の職員も知らなかったケースがあった。アイドラゴンを設置してほしい。行政の災害対策本部や聴覚障害者がいる他の避難所とテレビ電話でつないでほしい。※災害対策本部に手話通訳がいることが前提。
和歌山	現在、行政において、特養等多くの福祉施設が、福祉避難所として位置づけられているが、県内には、ろう者のための福祉施設が存在しない。今後とも行政に対してその設置を働きかけていきたい。
鳥取	県内の福祉避難所は主に老人ホームであり、常に利用者がいる状態で、非常時の利用が可能かどうか疑わしい。また、聴覚障害者対応の設備がない福祉避難所では、避難しても十分なケアが受けられないことが想定される。聴覚障害者に適した避難所の整備が必要と思う。
徳島	聴覚障害者や意思疎通ができない方への理解が必要。そのための避難訓練など当事者を含めた行動が求められる。
香川	現在、聴覚障害者に特化した福祉避難所がないので、聴覚障害者の福祉避難所が必要。
愛媛	市町に住む会員は、あまりにも福祉避難所の指定場所を知らない人が多かったため、防災マニュアルには、一般と福祉の避難所の指定場所を全て掲載するべきである。また、福祉避難所では一般避難所とどう違うのか知識を高めて、防災にあらゆる状況でも備えられるように整備していかなければいけない。
高知	高知は一般の避難所の整備が遅れているからなんとも言えない。福祉避難所の基準に合わなくても、聴覚障害者が集まる(協会のある建・手話サークルで集まる場所)を一時的でも良いから聴覚障害者の避難所に決めてもらいたいと思うことがある。
福岡	各障害の特性を十分に理解していないところがある。
長崎	県内では13市8町のうち9市2町が設置。4市予定。6町未定。(2013.12月末)
熊本	一般に、福祉避難所と聞こえは良いが、行政側には障害者には何が必要かも分からない輩が多い。いい例が、福祉避難所に障害者トイレはあるかと確認を入れても、常備していると応える所は少ない。聴覚障害者だけでなく、他の障害者団体に、確認するように話してあるが、どこまで安心出来るか分からない。テレビにしても聴覚障害者に字幕付きが必要であっても、字幕放送が見られるシステムをしらない場合が多いと考えられる。確認して置くべき。
鹿児島	メンタルケアができるところ。手話で話せる人がいる
沖縄	特に無し(現場を見ていないので、何も書けません)

【手話通訳者の派遣について】

質問25.災害時における手話通訳者や医療関係者の派遣の受け入れ体制について県と地域本部とで協議していますか。

質問25					
	25-1	25-2	25-3	25-4	
	協議した	現在、検討中	いする予定はな	その他	
選択数	2	15	6	15	
%(* /47)	4.3%	31.9%	12.8%	31.9%	
北海道		○			
岩手				○	まだ実施していない
宮城				○	協議が必要だと思うが、取り組んでいない。
秋田			○		
山形				○	検討したい
茨城				○	していない。
群馬		○			
埼玉	○				
千葉				○	行政に確認中。問題は国の災害救助法に手話通訳派遣についての記載がないため、行政として派遣規定を設けにくい面。
神奈川		○			
山梨		○			
新潟		○			
長野		○			
富山				○	富山市と手話通訳派遣の協定を結んでいる
石川		○			
福井			○		
岐阜			○		
愛知		○			
三重				○	三重県聴覚障害者支援センターで検討する予定
京都(両丹)		●			
京都(乙訓)					
大阪		○			
兵庫			○		
奈良				○	協議していない
和歌山				○	今後、要協議
鳥取				○	まだ協議していない
島根				○	これから協議する
岡山				○	派遣制度は存在している
広島		○			
山口		○			
徳島		○			
香川				○	まだ協議が進んでいない
愛媛		○			
高知	○	県で災害手話ボランティアとして登録されている。			
福岡		○			
長崎		○			
熊本				○	まだ十分に確立できていない
大分			○		
鹿児島			○		
沖縄				○	地域本部が無いため、他団体との協議ができておらず、どのように取り組むかも白紙状態である。

【手話通訳者の派遣について】

質問26.災害時における手話通訳者や医療関係者の派遣についてお気づきのことなどをお書きください

秋田	本県は、まだ情報提供施設がないので、そこを拠点にした緊急災害の救援本部の設立が急がれます。
福島	派遣先自治体と本部との情報交換を密にし、お互いに必要な支援をスムーズにすることが大切と思う。
千葉	国の災害救助法の中で、「従事指示」には医療関係があるが、手話通訳等派遣の記載がないため、行政より「収容施設」の供与に関する基準である300円/人/日を災害時の手話通訳派遣に充てようと、協定の話が出てきたほどの状況。きちんと国の法的根拠である「災害対策基本法」にも手話通訳等派遣が記載されるように働きかけをお願いしたい。
神奈川	災害時における手話通訳者や医療関係者の派遣について、災害後の3日間は、派遣体制を設置することは困難と思われる。1人の人間として、自分の身の回りや家族を確認するために3日間かかるという予想。その後に施設の安全を確認して、派遣体制を設置し派遣することになると思う。その3日間に自宅や避難所などでどのように情報保障を確実にできるかを検討したいと思う。
山梨	全日本連盟の情報に合わせて計画している。
新潟	他前進県の情報支援内容を参考に、当県も取り組んでいきたい。
三重	災害時にボランティア派遣や医療従事者の派遣を行うのは、行政の窓口が中心となる。そのため、行政と普段から関係を作り、災害時に支援要請を行えるよう行政との連携も含めた体制づくりが急がれる。
京都(両丹)	誰が派遣者なのか分からない。わかるように工夫が必要。
京都(乙訓)	手話通訳者又は通訳士の資格のある人を派遣して欲しい。
兵庫	医療関係者に対しては、災害時では手話通訳者がその場にはいない事も想定されるので、聴覚障害の理解やコミュニケーションについて普段から広めていくことが望ましい。
奈良	スムーズに受け入れるためには、事前に地域の状況を把握しておくことが重要だ。
和歌山	大規模災害発生時に、県防災ボランティア窓口団体として情報センター及び県聴協が手話通訳者等ボランティアのとりまとめを行うこととしているが、うまく機能させるための具体的な方策について要検討。
鳥取	災害時における手話通訳者の派遣体制はまだ整備されていない。今後県と十分な協議が必要と考える。
徳島	手話通訳者自身も災害をうけているので、地域だけで派遣を考えるのではなく、県全体でカバーしあえるような体制を作っておく。医療関係者にも手話通訳の必要性を感じてもらえるよう、派遣内容に合わせて通訳の派遣をするように連絡体制を作っておく。
香川	大規模災害発生時に必要な手話通訳が確保できるのか？ 香川県で大規模災害が発生したとすると他県でも同様な大規模災害が発生していると思われ、規模が広域になった場合、本当に対応できるのか不安である。
愛媛	災害時における手話通訳者は、愛媛県は県障害者福祉課が対応して頂くが、市町はまだ対応に遅れているところがあり、全市町の派遣整備を図っていく必要がある。また、医療関係者の派遣は、県・市町の危機管理課、消防署、医療関係機関の連携協力のもとで、派遣に対応を図っているものだと考える。
高知	医療機関とはまだ協議していないので、今後取り組みたい。
福岡	手話通訳者なども被災されているので、隣県などの広域的ネットワーク体制が必要である。
長崎	手話通訳者の高齢化も進み、災害発生時の支援体制にいささかの不安要素となっている。
熊本	①災害の被害を被った地域の手話通訳者宅も被害がないという保障はない。従って、平常時のように地域の手話通訳者に依存は困難とも考えられる。被害がない最寄りの地域からの応援が必要と考えられるが、問題は道路の状況と影響する。このことも含め、どうするかを話し合っておくべきだろう。②災害時の手話通訳にかかる予算の確保。③自分の地域の手話通訳は得意でも、それ以外の地域では役立たない場合がある。通訳者研修会で広範囲な手話通訳が可能に指導しておくべき。
鹿児島	災害を受けた通訳者が多いと困る。県外との協議が必要
沖縄	特に無し(現場を見ていないので、何も書けません)

【県との協議について】

質問27.県と避難訓練について協議しましたか

質問28.県と地域本部で防災全般について協議しましたか

	質問27					質問 28				
	27-1	27-2	27-3	27-4		28-1	28-2	28-3	28-4	
	協議 した	画 現 中 、 計	は す な い 予 定	そ の 他		協 議 し た	画 現 中 在 、 計	は す な い 予 定	そ の 他	
選択数	3	5	17	14		5	8	12	14	
%(* /47)	6.4%	10.6%	36.2%	29.8%		10.6%	17.0%	25.5%	29.8%	
北海道			○						○	
宮城				○	協議が必要だと思うが、 取り組んでいない。				○	協議が必要だと思うが、 取り組んでいない。
秋田			○			○	防災学習会の取組み、 周知など			
山形				○	計画したい				○	協議が始まったところ
福島			○					○		
茨城				○	していない。				○	していない。
群馬		○						○		
埼玉			○			○				
千葉	○	九都県市合同防災訓練における手話通訳者の災害時の訓練も含めてほしいという面。				○	九都県市合同防災訓練における手話通訳者など情報保障の配慮など。			
神奈川			○					○		
山梨		○						○		
新潟			○					○		
長野			○					○		
富山	○							○		
石川			○					○		
福井			○					○		
岐阜			○					○		
静岡			○					○		
愛知	○					○				
三重			○					○		
京都(両丹)		●							●	
大阪				○	まだ実施していません				○	まだ実施していません
兵庫				○	県合同防災訓練に参画している			○		
奈良				○	協議していない				○	協議していない
和歌山				○	今後、要協議				○	今後、要協議
鳥取				○	協議していない				○	協議していない
島根				○	これから協議したいと思う				○	これから協議したいと思う
岡山				○	支部単位で実施				○	支部単位で実施
広島			○					○		
山口			○					○		
徳島			○						○	県の災害時障がい者支援ハンドブックを作成時に内容について確認を行った。
香川				○	実施に向けて協議はしたが実現していない				○	要望として協議をしている段階
愛媛		○						○		
高知				○	考えはある				○	要望書提出
福岡		○						○		
長崎		○				○	県全域のネットワーク作りについて、手話サークルが設立されていない地域(離島・郡部)が課題。行政への提言を継続する必要がある。			
熊本				○	意見は話したがこれから				○	意見は話したがこれから
大分			○					○		

【県との協議について】

質問29.県の防災計画に聴覚障害者の配慮事項などの記載についての取り組みは

質問30.市町村に対して、防災計画に聴覚障害者の配慮事項などを記載するよう働きかけていますか

	質問 29				質問 30			
	29-1 載防 され 災計 画に る記	29-2 て県 に要 望し	29-3 ない 協議 してい	29-4 その 他	30-1 い働 きか けて	30-2 検 討中	30-3 して いな い	30-4 その 他
選択数	8	13	12	7	15	10	6	8
%(* /47)	17.0%	27.7%	25.5%	14.9%	31.9%	21.3%	12.8%	17.0%
北海道		○				○		
宮城			○				○	
秋田		○			○			
山形				○	○			協議していく予定
福島			○				○	
茨城			○			○		
群馬		○				○		
埼玉		○			○			
千葉	○				○			
神奈川	○							○ 市町村の防災計画に配慮事項が付けている所もある。
山梨	○					○		
新潟			○		○			
長野			○			○		
富山		○			○			
石川		○			○			
福井			○				○	
岐阜		○			○			
静岡				○		○		市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県健康福祉部H26.1作成)に記載
愛知		○			○			
三重			○			○		
京都(両丹)				●		●		
京都(乙訓)					●			
大阪		○			○			
兵庫			○		○			○ 地域協会へのオルグで市町に働きかけをお願いしている
奈良	○							○ 協議していない
和歌山			○	○			○	○ 今後、要協議
鳥取				○				○ まだ行っていない
島根				○				○ これから協議したいと思う
岡山				○				○ 確認未定
広島			○					○ 県レベルではしていない。市町レベルで、地域協会と自治体で実施している。
山口		○				○		
徳島	○	視覚・聴覚障がいのある方々のための災害時障がい者支援ハンドブックに再編集して別に作成した。(その際の確認はなかった)			○			
香川			○				○	
愛媛	○				○			
高知	○				○			
福岡		○					○	
長崎		○			○			
熊本	○	まだ検討すべきは多い						○ 意見はしたがこれから
大分			○			○		

【その他】

質問31.防災に関する資金についてはどのようにされていますか

秋田	団体負担。
福島	資金はありません。
千葉	検討中
神奈川	とくに考えていない。
山梨	まだ、検討中
新潟	新潟県中越地震、中越沖地震の際にいただいた義援金から捻出された地元の活動資金をもとにして、学習会、防災グッズの購入、東日本大震災での支援物資の調達等に活用している。その他、会議にかかる経費などは構成団体がそれぞれで負担している。現在は活動資金もわずかになり、必要に応じて構成団体から負担金を出し合って進めることとしている。
富山	富山市とは協定を結んでおり必要な費用を負担してもらおう。他は協会負担となる。
福井	まだ未定
静岡	会議の際の旅費は構成団体から派遣のため、各構成団体から支給。県規模での学習会は参加費で賄う。
三重	赤い羽根共同募金の配分事業に申請、また当協会が作成する手話カレンダーの収益の一部の寄付を受け、行っている。
大阪	今後の課題
兵庫	協会から活動費用を出している。(災害対策委員会)
奈良	特に資金調達については考えていない。
和歌山	災害募金を資金として活動することとしているが、その使用には一定の条件があるため、運営に苦慮している。
鳥取	現在は全くない
岡山	予算は設定していない
徳島	特に準備していない
香川	県聴障協会が、全額負担している。
愛媛	防災に関する資金については、県・市町が支援的に資金を繰り出すと考えるが、県協会は資金を考えていない。資金はどうか計画的に進めていく必要があると考える。手話通訳及び要約筆記は、意思疎通支援事業を利用して派遣するが、その他、手話ボランティア等の人材整備は進んでいない。今後、検討していく必要はある。
高知	今のところなし
長崎	構成団体(ろう協支部・手話サークル連絡協議会)で個別予算化助成金の申請
熊本	今の所、ろう協会が出来る限りで負担。県と市町村と話し合い、資金の確保確立に努力したいのがいまのところ。
鹿児島	活動費として(福祉労働委員会)

【その他】

質問32.県や国に対して要望事項がありましたらお書きください。

秋田	聴覚障害者情報提供施設を早く設置し、そこを拠点とした防災体制や緊急時の対策本部などの立ち上げができるようにしないといけない。
福島	支援金や支援策などスムーズに対応して欲しい。
千葉	国の方針である「消防の広域化」において、消防の指令センターから手話通訳等派遣の連絡ルートは都道府県レベルの手話通訳等派遣事業で対応と定められるように働きかけてください。
神奈川	災害時の聴覚障害者に関わる情報保障を確実に守れるように、災害時の聴覚障害者情報保障に関するマニュアルを全国各地に配布することと、聴覚障害者の避難所も確実に設置できるように講じること。
山梨	全日本連盟が思っていることと同じ。
新潟	聴覚障害者(要支援者)をすぐに判別するための腕章やベスト等の配布を実施している地域もあるが、取り組みの無い地域もある。格差を無くし、また全国的に統一された判別グッズ的なものがあれば理想。
富山	・聴覚障害者災害救援マニュアル富山版の作成・避難所にアイ・ドラゴン、手話通訳、文字での情報・災害に関する県のニュースに字幕をつけること・災害、避難情報をFAX、メールで聴覚障害者に連絡するシステム整備
石川	全国的に聴覚障害者の安否確認や福祉避難所を地域に指導するようにしてほしい
静岡	県や国の考える「ライフライン」は水道、ガス、電気が多いが、その中に「情報」を必ず入れるようにしてほしい。
三重	自発的活動事業という、市町村単位の防災に取り組む団体への支援事業があるが、県にはない。また、防災に関する取り組みは日常の取り組みが大事であり、県レベルの障害者当事者団体が防災啓発や避難訓練、学習会など行う取り組みを支援する事業を設けられないものか。自発的活動事業という、市町村単位の防災に取り組む団体への支援事業があるが、県にはない。また、防災に関する取り組みは日常の取り組みが大事であり、県レベルの障害者当事者団体が防災啓発や避難訓練、学習会など行う取り組みを支援する事業を設けられないものか。
大阪	国から都道府県に障害者への要支援の伝達、都道府県から市町村へ伝達があれば、もっと行政が動いてくれるのでは？
兵庫	災害対策基本法が改正された事により、災害時要援護者の避難誘導について名簿を警察や自治会などに提供できるようになったが、聴覚障害者協会や聴覚障害情報提供施設も提供できるように市町村に周知をお願いしたい。
奈良	障害者向けの避難訓練を実施してほしいが、行政の中には、申し出たところ「最近の避難訓練は机上でするもの」という職員もいる。実施を推奨するようにしてほしい。
和歌山	地域本部として活動していくための資金援助をお願いしたい。(会議開催には、手話通訳や要約筆記が必要であり、又、会場費等も相当額必要となる。)
鳥取	当事者の意見を反映し、被災者ゼロを目指した施策の実行
香川	聴覚障害者対応の訓練実施や防災教育・啓発活動に関する予算措置。聴覚障害者や支援者であることが見て分かるグッズの配布予算措置。聴覚障害者向けの防災マニュアルなどの作成と広報活動に対する予算措置。
愛媛	手話言語法(仮称)の制定を求める意見書を都道府県及び市町村から国会へ提出に働きかけている最中ですが、防災活動の中にも手話言語を必要とするものがあるため、手話言語条例を全国的に制定・成立・施行に向けて働きかけて頂きたい。
高知	一斉メールや日常から100%の情報保障や対応
長崎	【諫早地域】県レベルの「緊急災害時の障害者防災ネットワーク」の構築を進めて欲しい。自分の市(町)が被災した時は近隣の市町が協力するといった内容。
熊本	①市町村の必須に手話奉仕員養成と手話奉仕員派遣、それに要約筆記関係が加わった。今の市町村においては負担が大きい。こうした現実の中で、聴覚障害者に掛かる意思疎通費用・その他必要備品の確保、避難所に障害者トイレなどまで負担をかけるのは酷なきがする。特に国に対しては災害時の意思と通費用等の予算化を願いたい

【その他】

質問33.中央本部の事業である講師派遣を使って防災学習会を開催しましたか。

	33-1	33-2	33-3	33-4
	開催した	中現在、計画	なすいる予定は	その他
選択数	22	7	2	9
%(* /47)	46.8%	14.9%	4.3%	19.1%
北海道	<input type="radio"/>			
宮城		<input type="radio"/>		
秋田	<input type="radio"/>			
山形				<input type="radio"/> 計画したい
福島	<input type="radio"/>			
茨城				<input type="radio"/> していない。
群馬		<input type="radio"/>		
千葉	<input type="radio"/>			
神奈川		<input type="radio"/>		
山梨	<input type="radio"/>			
新潟				<input type="radio"/> 地域本部独自で学習会をした
長野			<input type="radio"/>	
富山		<input type="radio"/>		
石川		<input type="radio"/>		
福井	<input type="radio"/>			
岐阜	<input type="radio"/>			
静岡	<input type="radio"/>			
愛知	<input type="radio"/>			
三重				<input type="radio"/> 講師派遣の利用を考えたい
京都(両丹)				●
大阪	<input type="radio"/>			
兵庫				<input type="radio"/> 日程が合わない
奈良				<input type="radio"/> 今後検討予定
和歌山	<input type="radio"/>			
鳥取		<input type="radio"/>		
島根	<input type="radio"/>			
岡山				<input type="radio"/> 支部単位で実施
広島				<input type="radio"/> 市町の地域協会が開催。
山口			<input type="radio"/>	
徳島	<input type="radio"/>			<input type="radio"/> 徳通研で宮城県から講師を派遣してもらった
香川	<input type="radio"/>			
愛媛	<input type="radio"/>			
高知	<input type="radio"/>			
福岡	<input type="radio"/>			
長崎	<input type="radio"/>			
熊本	<input type="radio"/>			
大分	<input type="radio"/>			
鹿児島	<input type="radio"/>			

未回答だが、他に青森・埼玉に派遣。群馬は依頼があったが悪天候で中止

【その他】

質問34.防災関連の書籍(「手話で防災」「守ろう! LIFE」,「全国防災対策会議報告書」)の活用をしていますか

	34-1 活用 してい る		34-2 販 売 して い る	34-3 あ る 購 入 予 定 で	34-4 そ の 他
選択数	16		21		4
%(* /47)	34.0%		44.7%		8.5%
北海道	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
宮城			<input type="radio"/>		
秋田	<input type="radio"/>	地区の日曜教室などで			
山形			<input type="radio"/>		
福島	<input type="radio"/>				
茨城					<input type="radio"/> していない。
群馬			<input type="radio"/>		
千葉			<input type="radio"/>		
神奈川	<input type="radio"/>				
山梨			<input type="radio"/>		
新潟			<input type="radio"/>		
長野			<input type="radio"/>		
富山	<input type="radio"/>				
石川			<input type="radio"/>		
福井			<input type="radio"/>		
岐阜	<input type="radio"/>				
静岡	<input type="radio"/>	地域協会での学習会で利用されている。			
愛知	<input type="radio"/>	学習会や機関紙・災害対策PT	<input type="radio"/>		
三重	<input type="radio"/>	サポーター・リーダー養成講座の必須テキストに採用している			
京都(両丹)					<input checked="" type="radio"/>
大阪					<input type="radio"/> 購入しているが、まだ活用には至っていない
兵庫			<input type="radio"/>		
奈良			<input type="radio"/>		
和歌山					<input type="radio"/> 具体的な活用はまだしていない
鳥取			<input type="radio"/>		
島根			<input type="radio"/>		
岡山	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>
広島			<input type="radio"/>		
山口			<input type="radio"/>		
徳島			<input type="radio"/>		
香川	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
愛媛	<input type="radio"/>	活用はしているが、学習会で学ぶだけの人が多い			
高知	<input type="radio"/>				
福岡			<input type="radio"/>		
長崎	<input type="radio"/>	【諫早地域】他地域の活動の情報共有と企画参考			
熊本	<input type="radio"/>	購入希望者が少ないことが悩み			
大分			<input type="radio"/>		

【その他】

質問35. 救援中央本部に対して要望事項等がありましたらお書きください。

北海道	組織が休止している地域に学習会をしてほしい
秋田	これからも学習会を積み上げて行きたい。その際、講師を派遣するなどの支援をお願いしたい。
千葉	災害時の手話通訳者等の派遣、とくに救急時の手話通訳者等派遣の連絡ルートは、都道府県レベルの手話通訳派遣事業で対応と定められるように働きかけてください。 災害時に設置される避難所は全て聴覚障害者の有無について情報公開できるように国に働きかけるようにしてほしい。1人ぼっちでさびしい思いをするだけではなく、メンタル面から死に至ることもある。(実際、震災時より震災後の死亡数が増加中。)
山梨	今のところは無し
新潟	今年度も講師派遣制度が継続されていますが、中央本部からの講師のお話は本部としての組織的なものになるため、私たちが希望した内容(実際に被災したなかでの支援活動、現地での状況)を聞くための講師は派遣してもらえません。被災地からの講師派遣もぜひ派遣条件に加えていただきたかったです。現在の講師派遣制度は、今後防災に対する意識を高めるための学習会を企画する際に役立てたいと考えます。
大阪	毎年開催を!
兵庫	災害対策基本法の改正を受けて聴覚障害者協会が取り組む内容を示して欲しい。
和歌山	今後とも講師派遣等について無償で依頼したい。 リアルタイムな情報提供をお願いします。
岡山	災害情報については全日ろう連が発信できるようシステムの構築をお願いしたい。全国统一されると防災マニュアル書など会員に回付して活用しやすいのでは。
香川	様々な事例集を作成して欲しい。防災マニュアルもろう者が見て分かりやすいものを作成して欲しい。統一した当事者であることが分かるグッズや支援者であることが分かるグッズなどを作成して安価で購入できるようにして欲しい。
愛媛	近い将来、南海地震が起きた場合の連携方法をまだ知らないため、中央本部と地域本部との連携強化を図っていく必要があるため、協議をしていきたい。
高知	取り組みが弱い地域に対する支援
長崎	※以下の2つの文書を県ろう協へ提供していただきたい。(地方自治体との交渉時に使用) ①名簿の開示について変更があった災害対策基本法の改正内容の文書 ②行政とろう団体が災害時において情報開示等の協定を結んだという文書 ※今回のアンケート結果を報告していただきたい。
熊本	長野評議員会で、「聴覚障害者を示す方法が地域でまちまち、どこでも分かるようにするため統一を」という意見が出された。このことも熊本県に話した。統一を早くしてほしい。また、国の責任で配布出来るように願いたい。
鹿児島	離島の多い県はすみずみまで行き届かないところが多い。連絡は簡単ですが、知っている人があまりいない。

【その他】

質問36.行政機関の防災委員会等に当事者として参加したことはありますか？

	36-1 ある	36-2 定参加 がある 予	36-3 ない	36-4 その他	
選択数	4	1	27	4	
%(* / 47)	8.5%	2.1%	57.4%	8.5%	
北海道			○		
宮城			○		
秋田			○		
山形			○		
福島			○		
茨城			○		
群馬			○		
千葉	○				九都県市合同防災訓練実行委員会
神奈川				○	当事者とは役員か団体かあいまいなので、その他にしました。
山梨			○		
新潟			○		
長野			○		
富山			○		
石川			○		
福井			○		
岐阜		○			
静岡				○	県社協主催の障害者週間事業に防災を提案。昨年に続き、今年も防災をテーマとした集会を行う。静岡職協から一人出席。
愛知				○	災害時要援護者支援体制マニュアル改定検討会議
三重			○		
京都(両丹)				●	
大阪			○		
兵庫			○		
奈良			○		
和歌山			○		
鳥取	○				H25年3月～H26年3月まで県防災会議委員
岡山			○		
広島				○	市町レベルで地域協会が参加している。
山口			○		
徳島			○		
香川			○		
愛媛	○				愛媛県災害時障害者支援委員会
高知			○		
福岡			○		
長崎			○		
熊本			○		
大分	○				
鹿児島			○		

【その他、成功例、改善点、問題点などを含めて自由にお書きください】

福島	59市町村全ての行政訪問をして、聴覚障害者の現状などを説明、理解してもらった。行政とのパイプ作りができたと思う。その後、「福島県聴覚障害者支援センター」が設立され、手話通訳など派遣の委託契約も増えできた。
千葉	平成23年3月11日の震災後、各避難所へ県対策本部のメンバーで手分けして訪問しながら聴覚障害者が入ったときのためにコミュニケーション手段としてホワイトボードなどを置かせていただいたが、訪問したところは聴覚障害者が不在のところであった。とくに福島からの避難者が多く集まった松戸市(聴覚障害者がいそうなところ)の避難所から断られたことは今後の課題である。自治会も障害者啓蒙の面では閉鎖的なところが多い、その辺の働きかけも考えていく必要がある。都道府県レベル対応の手話通訳派遣事業所のサテライト化も震災時には本当に必要不可欠なものとして認識した。この方の設置も推進する必要がある。
神奈川	神奈川県には、政令指定都市の横浜市や川崎市、相模原市があり、それぞれの防災対策の方針があるため、横浜市と川崎市の協会は、防災対策に関する本部を持っている。一方、神奈川県については、神奈川県聴覚障害者協会が市町村のまとめとして防災対策本部を設置してある。そのため、全体組織の神奈川県聴覚障害者連盟としての地域本部は、二重本部と見受けってしまう。このようなわかりにくい地域本部の組織を見直すべきと考えています。全国的に、地域本部の行動が遅れていることを理解していただきたい。当連盟は、県統一化をめざして検討している段階であるので、地域本部も同様に時間がかかると思うが、両方、進めていく方向で努めていきたいと思います。
山梨	他団体の本部構成の認識が違っている。
新潟	新潟県は今までに水害や大震災など、自然災害を何度も経験してきた。この可能性は今後も消えることはない。防災に関する学習会や情報アクセシビリティを駆使した避難訓練、医療機関による心身のケアなど、災害に対する準備は終わらない。これらを出来るところから行政や消防、医療機関の協力を得て取り組んでいきたいと考える。
大阪	行政機関の防災委員会等の当事者に聴覚障害者の参加を。
和歌山	情報提供をお願いします。
愛媛	成功例は、数少ないですが、まず三団体が一致団結して連携方法を確認している点が良い。今後も引き続き、会議や学習会を通して、組織等の課題を検討していく。また、消防署による緊急Web通報システム(ガチャピー)も説明会を開いて、利用希望者又は予定者を集めて使い方を学んだ点も良かった。ただ、問題点は、そのシステムが携帯電話利用の事であり、携帯所持のない会員はどうするか、一部の会員ではなく全ての会員が緊急に通報できるシステムが確立するにはどうするか検討するべきと考える。将来、いつ起きてもおかしくないので、防災のあらゆる整備を図っていかなければいけない。
長崎	【諫早地域】・聴覚障害者中心にした避難ルートを確認する「防災マップ作り」の実施。(15地区のうち3地区で実施。24名の対象者に地図配布) この活動が主になり、行政や関係団体との連携ができてきている。 (+) 地域の中で聴覚障害者と自治会・民生委員とのつながりができ始めた。 (+) 防災行事の開催等、行政(市・国交省)の協力を毎回もらえるようになった。 (+) 昨年、市の防災訓練に聴覚障害者団体も参加できるようになった。 (+) 協力団体に新しく「防災士会」が加わった。 (-) 個人情報開示に関する壁はまだ厚い。(民生委員にすら障害者情報が開示されていない) (-) 市の防災会議等への参加を希望するが、障害者、関係者はまだ加入できていない。 ※ このアンケート回答は、長崎県内の各地域から寄せられた回答をふまえ、中でも特に諫早地区の取り組みを中心として作成しました。
熊本	昨年、熊本では阿蘇地方に豪雨による災害が生じたとき、聴覚障害者や関係者の安否確認に熊本から車を利用したが、災害地変は交通規制があり隅々まで出来なかった経験がある。この話を聞いた地域の聴覚障害者関係者からは数日後FAXや電話がきた。やはり、聴覚障害者当事者も、安否についてろう協に一報入れる認識を徹底させる必要を感じている。また、聴覚障害者本人に出来ることは自分でやるという認識も又必要と思う。

聴覚障害者災害救援中央本部 「要望行動」記録

- 期 日：2014年4月18日（金）
- 交渉先：1. 内閣府 2. 厚生労働省 3. 総務省
- 出席者：中央本部 石野運営委員長・石川副運営員長
小出事業担当委員・倉野事業担当委員・山下事業担当委員

【内閣府（1）】

1. 古屋圭司 内閣府特命担当大臣（防災）との面会

《内容》

古屋大臣：2011年3月11日の震災では、多くの障害者・高齢者が犠牲になった。障害者へのきめ細かな対応が必要なことから、災害対策基本法を改正し、地方公共団体へ対応をお願いしている。皆さんの意見を受け止め、地域での防災対策策定の際に、大臣からも指示をしていきたい。

中央本部：「ガイドライン・ワーキンググループ」には、障害当事者の代表が委員に入っていない。ワーキンググループの委員にろうあ連盟からの代表も加え、当事者の意見を反映してほしい。

古屋大臣：災害対策は不断の見直しが必要。後程の意見交換でもぜひ意見を出してほしい。取り組みたいと考えている。

中央本部：「障害者権利条約」第11条に「災害時等の障害者の安全の確保」が規定されている。一方「ガイドライン」には障害者に関わる項目がない。障害者に関わる内容を入れてほしい。

古屋大臣：わかりました。

中央本部：中央本部の現地調査で、被災地では手話通訳者の設置が少なく、情報提供施設も未整備な状態であることがわかった。

東日本大震災では障害者の死亡率が健聴者に比べて2倍という調査結果もある。行政との連携が必要と考える。

古屋大臣：災害時は障害者の種別で対応することになる。聴覚障害者に合った対策が必要。健常者ではわからないことも多いので、当事者からぜひ意見を出して行ってほしい。

中央本部：聴覚障害者は災害時に情報が入らず亡くなるケースがある。災害対策基本法やガイドラインを基にすりあわせを行ってほしい。

古屋大臣：聴覚障害者への伝達方法については検討が必要。拡声器の音声やテレビやラジオの音声等をどう伝えたらよいか、ノウハウを知りたい。ルールや伝達方法があればアドバイスが欲しい。また、皆さんもパンフレット等で広めて行ってほしい。

【内閣府（2）】

出席者：内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当） 尾崎俊雄

参事官補佐 本橋仁、 参事官補佐 石切山真孝、 佐々木氏

環境省総合環境政策局環境保健部 放射線健康管理担当参事官

参事官補佐・線量評価班長 堀口和弘

《内容》

1. 地方公共団体の地域防災計画やガイドラインについて

【要望】

自治体で「地域防災計画」を策定する際は、障害当事者が必ず参画できるようにしてください。

【回答】

地域の防災力を高めるため、地域の方々の多様な視点を反映させることが重要。国の「防災基本計画」で、地域の防災会議に障害当事者等を委員に任命すること、防災計画等の作成に参画いただくことを定めている。

内閣府としては他省庁との連携を推進する。

【要望】

内閣府・総務省・厚生労働省による「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）では、災害時に要援護者情報の収集・共有につき、本人の個別同意方式には限界があることから、「関係機関共有方式」の積極的活用を推奨していることを改めて周知するとともに、災害対策基本法で作成が義務付けられている地方公共団体の地域防災計画に、被災者の個人情報取扱事項や関係機関共有方式を明記するよう、強く働きかけてください。

※ 災害時の要援護者情報の収集・共有については

平成25年3月「災害時要援護者の避難支援に関する検討会 報告書」

平成25年6月「災害対策基本法改正」

において、その実効性をより確かなものにするよう働きかけてください。

【回答】

災害対策基本法を改正し、要援護者名簿の作成を市町村に義務付けている。

平常時や緊急災害時に行政が避難支援関係者へ名簿を開示できることとしている。

これは今年4月に施行している。これをうけて障害者団体等が行政の名簿提供先になり、災害発生時には協力を得られるように「名簿提供の協定」を結ぶ、訓練にも関係団体に参画いただくことを定めている。

「関係機関共有方式」については、これまでは個別の条例で定めることを奨励してきたが、改正法を根拠に条例なしに名簿作成が可能になった。個人情報取り扱いについては地域防災計画で定めるよう明記している。

要援護者名簿については、ガイドライン策定後の実態を把握したい。いつとは約束はできないが、平成26年度予算に実態調査費用の用意が少しある。

【要望】

地方公共団体の地域防災計画やガイドラインに、避難所等における聴覚障害者には、他の避難者と同等の情報が提供されるように、避難所運営マニュアルに障害者への情報提供手段などの事項を明記するよう強く働きかけてください。

【回答】

取り組み指針では個々を配慮することで周知をしている。当事者団体からの情報収集の例もある（例として：京都府の福祉避難所）

引き続き事例を収集し地方公共団体へ周知していきたい。

2. 改正災害対策基本法及び新ガイドラインについて

【要望】

改正災害対策基本法、および「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（新ガイドライン）」障害者の支援体制の枠組みの中に、障害当事者団体・支援団体等を明確に位置づけてください。

【回答】

平常時から関係団体へ名簿を提供、協定の締結、防災訓練への関係団体の参画を定めている。引き続き周知していきたい。

【要望】

要援護者・要支援者に関わる施策の周知と推進を、障害当事者参画のもと実施してください。

【回答】

「障害者基本法」に基づき、平成 25 年 9 月に 平成 25 年～29 年の 5 か年「障害者基本計画」を閣議決定した。そこでは「障害者の安心・安全」について明記している。東日本大震災からの復興支援を当事者参画で促進していく。

【要望】

新ガイドラインにある「避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供」には、東日本大震災時に障害者への支援活動を行った「障害者団体」も含めてください。

【回答】

新ガイドラインについては消防庁の管轄。

3. 東日本大震災被災障害者について

【要望】

震災 3 年目にあたり、被災した障害者の実態把握を早急に行ってください。報道機関によりますと、東日本大震災による障害者の死者数は、健常者の 2 倍に上がるというデータが出されています。あの悲劇を忘れないために、また災害を減災に変えるために、何らかの委員会を設け、障害者の被災状況に関する検証や生活再建状況の追跡調査を行ってください。

【回答】

ガイドライン関連の2つ目の検討会で、当事者団体と自治体へヒアリングを行った。昨年8月には「復興庁」を発足させた。

【要望】

福島県における放射能による健康被害を調査する「健康診断」後の情報については、診断結果だけでなく、診断結果による対応等、丁寧な説明・情報提供をしてください。その際、障害者だけではなく、その支援者も診断結果による対応等、丁寧な説明・情報提供をしてください。

【回答】

放射線については福島医科大学の先生による説明会等を行っている。

【要望】

避難所（仮設トイレなど含む）に指定されている施設や設備、また仮設住宅などをユニバーサルデザインに基づいて共通基準化できるよう、法的に規定してください。

【回答】

「ユニバーサルデザイン」は主に建物に関してのもの。政府全体の取り組みとしてはまだで、今すぐの対応は難しいと考える。

【要望】

災害時に避難所や仮設住宅等で生活する聴覚障害者が孤立しないよう、地域住民に「聞こえない」障害について啓発し、周知する事業を実施してください。

【回答】

災害対策基本法改正により、「避難所生活取り組み指針」について情報提供している。事例などを参照されたい。

【意見交換】

中央本部：要援護者名簿を関係団体と共有といっても難しい。実態を検証する必要がある。

中央本部：指針は災害が起こって避難するルートまでで終わっている。避難以降の支援ガイドラインが必要。東日本大震災でも、被災者が避難所から県外へ転居するケース等あり、情報を把握できなくなる。

尾崎参事官：要援護者名簿については、ガイドライン策定後の実態を把握したい。いつとは約束はできないが、平成26年度予算に実態調査費用の用意が少しある。

内閣府としては災害発生時から避難所までの避難を担当。その先についてハ別の担当になる。災害対策には様々な省庁との連携が必要。

中央本部：県立の施設は福祉避難所指定にならないと聞いたが。

尾崎参事官：県立の施設も福祉避難所の指定を受けられる。平成25年8月に「福祉避難所に関するガイドライン」を公表し、公・私立の区別なく福祉避難所に指定できるよう盛り込んでいる。

【厚生労働省】

厚生労働省：自立支援振興室 室長 竹垣 守 氏
室長補佐 長井 浩康 氏
情報支援専門官 鈴木 敏弘 氏
情報・意思疎通支援係 田本 公一朗 氏

【要望】

聴覚障害者に関する施策について

1. 被災地に、災害期・復興期を通して、被災した聴覚障害者の生活再建のため、手話通訳者・要約筆記者・ろうあ者相談員を公的に派遣してください。
2. ろうあ者相談員は国の制度ではなく、自治体の制度のため、自治体の多くがろうあ者相談員を配置していません。日常期には聴覚障害者の更生援護に関する相談に応じ、災害期・復興期には、被災聴覚障害者の心のケアや生活再建のため、相談支援を担うろうあ者相談員を、自治体が設置できるよう、手話通訳設置事業同様に「ろうあ者相談員設置事業」を意思疎通支援事業に含めてください。
3. 災害時に聴覚障害者支援の拠点となる「聴覚障害者情報提供施設」を、全ての都道府県・政令指定都市に設置してください。
4. 災害を減災に変えるため、聴覚障害者への防災への啓発や訓練を行えるよう、障害者防災事業を新設するとともに、聴覚障害者情報提供施設を聴覚障害者の防災への啓発や訓練、災害時の情報発信、避難所等でのコミュニケーション保障を行う重要な役割を持つものとして整備し、そのために必要な法整備と予算化を図ってください。
5. 日常生活用具に、聴覚障害者が災害情報を取得するに必要な「タブレット」を、また盲ろう者には「点字ディスプレイ付き情報端末」を入れてください。

《意見交換》

中央本部：中央本部で「3・11 声明」を発表した。聴覚障害者・支援者の課題等が書かれている。震災では津波警報が聞こえず亡くなられた聴覚障害者もいる。聞こえないことで情報が入らず、命を奪ってしまったことは明白。

避難所では聴覚障害者への情報保障がなかった。手話通訳者等の配置が必要。手話通訳者の公的派遣は被災地からの依頼が前提なので、依頼のない地域へは派遣できなかった。また、個人情報の問題もあった。

中央本部：被災地では手話通訳者の設置が少なく、県に情報提供施設の設置がないなど課題がでた。情報提供の方法もまだ十分ではない。

中央本部：地域では公的機関(自治体)とのつながりがほとんどない。「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では「参加を促す」とあり、自治体との繋がりが書かれていない。また、災害発生後の障害者の所在情報の共有が書かれていない。支援の必要な人を把握し、支援することが大切。

「障害者権利条約」に「災害時等の障害者の安全の確保」が義務付けられている。「指針」P13、「地域の防災計画」の中で「避難経路の整備」は「必須項目」にすべき。地域の防災計画の中に、地域の障害者団体との繋がりを含めてほしい。

厚労省：復興に関する課題は自治体も含めて取り組む必要がある。行政と団体が協議して仕組みを作る必要があると考える。

中央本部：阪神淡路大震災時は行政から情報提供を受け、被災者を個別訪問した。今回は個人情報保護法の壁があり、ろうあ協会の会員名簿を頼りに訪問をしたが、会員でない聴覚障害者の状況が把握できなかった。名簿提供は市町村に任せるとあるが、何か起こったときの対応が心配。

厚労省：避難所では情報が紙で貼りだされていたが、聴覚障害者にとって有効なのか。

中央本部：ろう者にとっては情報が多すぎて、判断に迷うこともある。ろう高齢者の中には文章を判読するのが難しい方もいる。

厚労省：聴覚障害者は手話のほかに、口は読めるのか。

中央本部：口を読むのは口形が同じで判断が難しい。手話の方が理解できる。

中央本部：情報は命を守るのに大切。原発事故について福島のろう者は、避難所ではラジオやテレビで情報が得られず、後日友達から聞いて初めて知ったと聞いた。

東日本大震災では、手話通訳者の派遣は中央本部がまず行い、その後厚生労働省と交渉し、公的派遣になるまで1か月かかった。

中央本部：中央本部では地域の防災意識を高めるために、学習会に講師派遣をしている。このような防災に関する啓発事業への補助がない。また、地域本部では運営資金に困っている所も多い。要望の「4. 必要な法整備と予算化を図ってください。」の事業化を検討いただきたい。

厚労省：予算についてはご意見を踏まえて検討したい。

聴覚障害者情報提供施設と避難所との関係は、どう運営していくとよいと考えるか。

中央本部：現在、情報提供施設が地域災害時の拠点として位置づけられているのは、三重県と思う。昨年、緊急災害時の拠点として情報提供施設と伊勢市が協定を結んだ。市が情報提供施設と共に支援に取り組むとしている。また、市の要請で手話通訳者等の派遣をする。このような取り組みを全国に広める必要がある。情報提供施設を『災害時の支援拠点』として法的に位置づけることが必要ではないか。

中央本部：情報提供施設は2014年度に佐賀・宮城が開設し、全国で48か所になる。

富山県の情報提供施設は、富山市と福祉避難所指定の契約を結んだ。福祉避難所になれば予算措置もあると聞いた。全ての情報提供施設が福祉避難所に指定されるとよい。

厚労省：自治体によって異なるのかもしれない。福祉避難所の予算措置は有事の予算措置と思う。全国課長会議等で呼びかけたい。

厚労省：テレビの有効活用について教えてほしい。

中央本部：テレビにCS障害者放送統一機構のアダプター「アイドラゴン」を設置すると手話放送・字幕放送を見ることができる。「バリアフリー法」のように法律に（避難所での）アイドラゴン設置の義務付けが必要。

中央本部：手話通訳者、ろうあ者相談員の設置について。

厚労省：身体障害者相談員は一般財源化しているので、地域で馴染めば自治体に任せて予

算付けができる。厚生労働省としては技術的な助言はできるので、配置等と呼びかけたい。

中央本部：3月の全国課長会議で「相談支援センター」について説明があった。しかし、この相談員は聞こえる人でろう者について知らない人が多い。「相談支援センター」にろうあ者相談員を設置するよう、厚生労働省で調査・指導をお願いしたい。

中央本部：手話通訳者は非常勤が多く、設置に5年間雇止めの問題がある。ろう者の要望で設置が拡大したが、手話通訳者として設置されても生計を立てられない。また、手話通訳者の高齢化もある。若い手話通訳者を育てるにはやりがいと安定した収入が必要。そのためには法律での事業化が必要。

中央本部：東日本大震災では手話通訳者の公的派遣まで時間がかかった。公的派遣の最大のネックが予算だった。今回、公的派遣の方法が確立できたので、万一の際につなげていただきたい。

厚労省：平常時に行っておきたい。

中央本部：手話通訳者、ろうあ者相談員のほとんどが非常勤のため、派遣ができなかった課題もあった。

厚労省：非常事態の時に、関係（当事者）団体がすぐ動けるよう整備されていると頼れる。現場の状況を教えて欲しい。自立支援振興室からも情報発信したい。

中央本部：中央本部では緊急災害時の本部機能移転も検討している。

中央本部：福祉避難所の概念を発展させてはどうか。三重県情報センターと伊勢市の協定の際、情報センターからの支援が長期的になった場合、被災地域に支援拠点が必要となった。福祉避難所ではなじまない。復興までの間は福祉エリアのような構想で、仲間が情報交換できるスペースを作る必要との話もある。

中央本部：災害発生から3日間と、その後の支援が大切。聴覚障害者にとっての社会資源が乏しいのが課題。社会資源を増やすことを考えていただきたい。

厚労省：勉強をしながら制度に落とししていきたい。

【 総務省 】

総務省 消防庁 国民保護防災部 防災課
防災調整係長 中島 立臣 氏
防災企画係長 永岡 大介 氏
防災情報室 情報企画係長・通信企画係長 吉村 茂浩 氏
総務省 情報流通行政局 地上放送課
課長補佐 梶田 昌生 氏
辻 悠一 氏

【要望】

地方公共団体の地域防災計画やガイドラインについて

1. 自治体で「地域防災計画」を策定する際は、障害当事者が必ず参画できるようにしてください。
2. 内閣府・総務省・厚生労働省による「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）では、災害時に要援護者情報の収集・共有につき、本人の個別同意方式には限界があることから、「関係機関共有方式」の積極的活用を推奨していることを改めて周知するとともに、災害対策基本法で作成が義務付けられている地方公共団体の地域防災計画に、被災者の個人情報取扱事項や関係機関共有方式を明記するよう、強く働きかけてください。

※ 災害時の要援護者情報の収集・共有については

平成25年3月「災害時要援護者の避難支援に関する検討会 報告書」

平成25年6月「災害対策基本法改正」

において、その実効性をより確かなものにするよう働きかけてください。

【回答】

「災害対策基本法」改正により都レベル、市レベル、防災会議に委員を置くことを規定している。平成24（2012）年の改正では、都道府県レベルでは委員に「自主防災組織・学識経験者」を追加することを、市町村レベルではそれに準ずるとしている。

「自主防災組織」には高齢者団体、障害者団体等、幅広い人が委員となれるように規定している。

【要望】

3. 地方公共団体の地域防災計画やガイドラインに、避難所等における聴覚障害者には、他の避難者と同等の情報が提供されるように、避難所運営マニュアルに障害者への情報提供手段などの事項を明記するよう強く働きかけてください。

【回答】

内閣府・防災担当の管轄。

【要望】

改正災害対策基本法及び新ガイドラインについて

1. 改正災害対策基本法、および「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（新ガイドライン）」に、障害者の支援体制の枠組みの中に、障害者当事者団

体・支援団体等を明確に位置づけてください。

2. 要援護者・要支援者に関わる施策の周知と推進を、障害当事者参画のもと実施してください。
3. 新ガイドラインにある「避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供」には、東日本大震災時に障害者への支援活動を行った「障害者団体」も含めてください。

【回答】

今年4月1日に施行された改正ガイドラインでは、市町村に「名簿」作成を義務化している。誰を掲載するかは市町村判断となる。適切な運用をお願いしている。

また、平成25(2013)年8月のガイドラインでは、要援護者の同意働きかけに障害者団体を含むことを盛り込んでいる。

「3.」名簿を誰に提供するかについては市町村判断になるが、例示として「障害者団体」などに働きかけることとしている。

【要望】

聴覚障害者への情報保障等について

1. 緊急時におけるローカル局製作を含む、全ての災害関連テレビ番組に「字幕と手話」をつけてください。

【回答：地上放送課】

字幕・手話放送は「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」で、各テレビ局に目標達成をお願いしている。平成24(2012)年「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」報告書を踏まえて、同年10月に「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」では、大規模災害の際には字幕放送を「できる限り増加」、手話放送は「増加」と明記した。

また、5年毎の免許再交付の際に手話・字幕放送の「行政指針」を達成することを約束してもらっている。また大規模災害はできる限りとしている。

【要望】

2. 災害関連情報を災害無線等、音声で住民に知らせる内容は、全ての聴覚障害者にもわかるようそのシステムを整備してください。
 - ・自宅：字幕付き防災無線機の設置。
 - ・公共施設等：聴覚障害者への対応周知
 - ・街頭無線：光で緊急時を知らせる装置の整備。

【回答：消防庁】

情報伝達手段の整備・内容は市町村をお願いしている。手引きを参考に技術など地域の実情に合わせてお願いしている。文字情報は、メールによる緊急災害情報は8割の自治体で整備されている。

【要望】

3. 役所等の公的機関、また災害時には避難所に、手話・字幕付き放送「目で聴くテレビ」が視聴できる「アイ・ドラゴン」（聴覚障害者専用情報受信装置）を設置して

ください。

【回答】

総務省の管轄ではない。

《質疑応答》

中央本部：要望 2 の関連。「避難行動支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」には災害時の避難までは書いてあるが、避難所には触れていない。東日本大震災の時は被災者が避難所から県外へ転居するケースが多く、支援団体（障害者団体）がその所在を把握できなかった。

消防庁：ガイドラインは「命を守るため」に避難所までのことを記載。意見として伺い、今後検討していきたい。

中央本部：「指針」で「避難経路の整備」が「努力義務」となっているが、「必須」にするべき。「障害者権利条約」第 11 条には「災害時等の障害者の安全の確保」が規定されている。

消防庁：「避難経路の整備」については、地域防災計画に定めるよう法律に書かれているので、地域で定める必要がある。避難経路の順路・周知は努力義務なので「必須」ではないが、消防庁としては必要と考えている。引き続き市町村へ助言したい。

中央本部：「障害者権利条約」は法より上にあるもので、遵守すべき。ガイドラインの「必須」項目に入れれば、市町村への効果は高いと考える。

以 上